

琉球大学学術リポジトリ

国際法と「(万国)公法」のあいだ -朱克敬『公法十一篇』の検討-

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 琉球大学国際地域創造学部地域文化科学プログラム 公開日: 2024-05-20 キーワード (Ja): 国際法, 「(万国)公法」, 朱克敬, 『公法十一篇』, 国家管轄権 キーワード (En): 作成者: 望月, 直人 メールアドレス: 所属: 琉球大学国際地域創造学部 |
| URL | https://doi.org/10.24564/0002020363 |

[論 文]

国際法と「(万国) 公法」のあいだ
—朱克敬『公法十一篇』の検討—

望 月 直 人

(琉球大学国際地域創造学部)

Between International Law and “Wanguo Gongfa”: An Analysis of Zhu Kejing’s *Gongfa in 11 Chapters*.

Naoto MOCHIZUKI

(Faculty of Global and Regional Studies, University of the Ryukyus)

要 旨

19世紀後半から20世紀初頭にかけて、中国および東アジア各国では、国際法は「万国公法」もしくは「公法」という名称で呼ばれることが多かった。*international law* は直訳すると「国家間の法」となるのに対して、「万国公法」は「あらゆる国に共通する法」あるいは「あらゆる国によって共有される法」という意味であり、原語に対して厳密な訳語とはなっていない。すでに指摘されているように、清末中国読書人は、しばしば「万国公法」の「公」の字にひきつけて議論を展開した。

ところで、清末中国の「万国公法」関連著作には、『万国公法』などの漢訳国際法概説書を基に中国読書人が編集した「本土化著作」が存在する。ただ、これらの「本土化著作」の内容が上記のような「万国公法」の語義に即して改変されているか否かについては、これまで検討されていない。本稿は、「(万国) 公法」の中国初の「本土化著作」となった朱克敬の『公法十一篇』を検討し、「万国公法」ないし「公法」という国際法の漢訳語が持った重みと清末中国における国際法継受（受容）に与えた影響を明らかにする。

キーワード：国際法、「(万国) 公法」、朱克敬、『公法十一篇』、国家管轄権

はじめに

19世紀半ばから20世紀初頭にかけて、中国および東アジア各国では、国際法は「万国公法」もしくは「公法」と呼ばれていた¹。これはアメリカ人宣教師マーティン(William Alexander

¹ 「国際法」の語の初出は、箕作麟祥がウールジー(Theodore Dwight Woolsey)の『国際法研究入門(*Introduction to the study of International Law*)』を和訳した『国際法、一名万国公法』(1873-1874年刊)である。中国において「国際法」の語の使用が一般化したのは、1900年代に入ってからになる。

Parsons Martin・漢字名丁韞良)がホイートン(Henry Wheaton)の『国際法原理(*Elements of International Law*)』を漢訳して『万国公法』の書名で1864年に公刊したことに由来する。

しかしながら、山室信一や頼駿楠、易平などが指摘しているように、international law を直訳すると「国家間の法」となるのに対して、「万国公法」は「あらゆる国に共通する法」あるいは「あらゆる国によって共有される法」という意味になり、原語に対して厳密な訳語とはなっていない²。また、「公法」と省略形で称されることも多かった(以下、「(万国)公法」と表記する)。

さらに、「(万国)公法」という名称が清末中国の読書人の国際法理解にも影響を及ぼしたことも、すでに指摘されている³。林学忠は、「(万国)万国公法」について「万国が共に遵守すべき」もので身勝手(私)をし「公」の状況に反してはならないと論じた読書人の文章を取り上げている⁴。呉官政および王伝麗は、「(万国)公法」という漢訳語から、清末中国では国際法が普遍性・公理性を持つとイメージされ、そのイメージは形を変えつつも、民国時代まで継承された、と指摘している⁵。劉暢も、民国年間に用いられた「国際公法」は「(万国)公法」の語を「継承(承襲)」したものであると指摘している⁶。

ただ、ここで問題となってくるのが、「(万国)公法」の語義・語感が、どの程度規定・制約するものであったのかということである。そもそも、英語の international law (国家間の法) や law of nations (諸国民の法)、フランス語の *Droit des gens* (万民法)、ドイツ語の *Völkerrecht* (諸国民の法) といった欧文で国際法を表す言葉には、漢字の「公」に相当する意味の言葉は含まれていない。欧米の国際法学説には、清末中国読書人から見て、「(万国)公法」の語義・語感にそぐわない議論も多く含まれている。すでに金鳳珍は、清末中国の読書人の中で「(万国)公法」が「公なる法」と認識され、この認識に基づいて「(万国)公法」と称されながら内容に「不公」な面を持つと批判された事例も紹介している⁷。

ところで、清末中国の「(万国)公法」関連著作には、『万国公法』などの漢訳国際法概説

² 山室信一『思想課題としてのアジア—基軸・連鎖・投企』岩波書店、2001年、222-223頁、頼駿楠『国際法と晚清中国—文本、事件と政治』上海人民出版社、2015年、121頁、易平「白鳥の最後の歌—20世紀初期の中国学者の眼中における古代中国国際法」『国際法研究』第3号、2015年、王中江『近代中国思維方式演變的趨勢』増訂版、中国人民大学出版社、2018年、101-106頁。また、つとに徐中約が指摘しているように、マーティンは『万国公法』の凡例で「本書が採録している規範を、名づけて万国公法と称する。思うにこの規範は諸国が共通して実践していることなので、一か国が独り占めできるものではない。(是書所録条例、名為万国公法。蓋諸国通行者、非一国所不得私也。)」と説いている(Immanuel C.Y. Hsü, *China's Entrance into the Family of Nations: The Diplomatic Phase, 1858-1880*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1960, p.129. 『万国公法』恵頓撰・丁韞良等訳、京都崇実館、同治三年、刊本、「凡例」)。マーティンは、原語の international law からは直接に抽出・敷衍できない「公」の字を国際法の漢訳語に意図的に組み入れたのである。

³ 当時の中国では、「公法」の2字は、「万国公法」と同義で用いられることも多かった。劉暢によれば、1903年に刊行された『公法新編』へ寄せた序文で、李鴻章は「公法とは、地球万国の公共の法である(公法者、環球万国公共之法)」と述べているという(劉暢『近代中国国際法学的生成と発展』法律出版社、2013年、67頁)。ただし「泰西公法」というヨーロッパに限定した「公法」を指す用語などもある。

⁴ 林学忠『從万国公法到公法外交—晚清国際法的伝入、詮釈と応用』上海古籍出版社、2009年、105頁。

⁵ 呉官政・王伝麗「論国際法在中国的傳播及發展—從「公法」訳詞展開」『国際法研究』2021年6期、2021年。

⁶ 劉暢『近代中国国際法学的生成と発展』、98-99頁。

⁷ 金鳳珍『東アジア「開明」知識人の思惟空間—鄭観応・福沢諭吉・兪吉濬の比較研究』九州大学出版会、2004年、84-97頁。

書を基に中国読書人が編輯した著作が存在している⁸。林学忠は、『公法十一篇』について、「これは中国人が西洋の国際法著作である『万国公法』に対して読解を進め、その内容の要点を汲み取り、そのうえで再び文章化してあらためて編集し、できあがった清末最初の「本土化著作」である」と評している。本稿は、氏の言葉を借りつつ、欧米の国際法文献を読解したうえで、中国人が主体となって独自に文章化し、十分な文章量を有し、専門性と具体性を備えた議論を展開している国際法関連の著作を「公法」の「本土化著作」と定義することとしたい。

では、これら「本土化著作」では、「(万国) 公法」の語義・語感にそぐわない漢訳国際法概説書の説明はどのように処理されているのであろうか。この点については、いまだ検討されていない。しかし、仮に、「(万国) 公法」の語義・語感と矛盾・衝突する説明をそのまま採用して削除や修正を施していないとすれば、「(万国) 公法」の語義・語感是中国の具体的な国際法規範の継受に影響を及ぼさなかったことになり、さほど重みを持たなかったことになる。逆に、「(万国) 公法」の名称と実際の具体的な内容が一致するように作務的かつ周到的な削除や修正が施されているのならば、「(万国) 公法」の語義・語感は、清末中国による国際法の継受を細部にわたって制約するだけの重みを持っていたことになろう。

以上のことから、「本土化著作」の専門的かつ具体的な議論を底本の文章と比較検討することにより、清末中国の国際法継受の歴史において、「(万国) 公法」の語義・語感が持った重みを測ることができるよう。本稿は、その最初の取り組みとして、「(万国) 公法」のジャンルにおいて中国初の「本土化著作」となった朱克敬『公法十一篇』を検討したいと考える⁹。『公法十一篇』については、清末の国際法継受の観点から、田濤・林学忠・曾濤・張衛明・潘光哲・金瑤・王中江・川尻文彦・カーライがすでに言及しており、林学忠は『公法十一篇』についての専論も出している¹⁰。ただ、『公法十一篇』の議論の具体的な内容については、ほぼ手つかずの状態である。しかしながら、『公法十一篇』には、「(万国) 公法」を「公なる法」とする認識に立脚した説明・議論が少なくない。例えば、『公法十一篇』で外交関係や外政機構を論じた箇所では、次のような議論がなされている。

隣国との外交や保護については、必ず(万国) 公法を恪守して、個別の身勝手(一己之

⁸ 林学忠「近代西方国際法文本的閲読—試論朱克敬「公法十一篇」」周奇編『伝播視野与中国研究』上海人民出版社、2014年、147頁。なお、1900年代に入ると、日本への留学が本格化したこともあり、日本語の国際法教科書からの翻訳書が多く出版されるようになると、「万国公法」から「国際公法」に用語も変化する。この1900年代以降の新潮流の中で生み出された著作も「本土化著作」と言えるが、『万国公法』など宣教師の監訳した漢訳国際法概説書を下敷きにして儒学の教義と結びつけた「本土化著作」とは性質が異なる部分も多いため、本稿ではひとまず区別する。

⁹ ただし、『公法十一篇』が最初に掲載された『辺事続鈔』(1880年刊)では、「公法十一篇」の名称は使用されておらず、そもそもタイトルがない。葛士浚『皇朝経世文編続編』(1888年刊)に採録された際に「公法十一篇」の名称が初めて使用された。

¹⁰ 田濤『国際法輸入与晚清中国』济南出版社、2006年(第2版)、曾濤「近代中国的国際法附会論」、中国法律史学会編『法史学刊』社会科学文献出版社、2008年、潘光哲『晚清士人の西学閲読史(1833-1898)』中央研究院近代史研究所、2014年、張衛明『晚清对外交涉中的国際法運用』人民出版社、2016年、金瑤「東方国際法譜系的重新發現」『社会科学前沿』7-8、2018年、王中江「世界秩序中国際法的道德性与権力身影」『天津社会科学』2014年3期、川尻文彦『万国公法』の運命—近代における日中間の「思想連関」の観点から』『愛知県立大学外国語学部紀要 言語・文学編』49、2017年、林学忠「近代西方国際法文本的閲読—試論朱克敬「公法十一篇」」、周奇編『伝播視野与中国研究』上海人民出版社、2014年。Maria Adele Carrai, *Sovereignty in China: A Genealogy of a Concept since 1840*, Cambridge: Cambridge University Press, 2019, pp. 63-64.

私)に流されてはならない。思うに某国が身勝手(私)に流されて妄りに行動すれば、各国もそれを真似することになり、目先の利益は非常に小さいが、後患は果てしないものとなる¹¹。

「(万国)公法」の語が後ろに続く「個別の身勝手(一己之私)」と対比的に用いられていることから、朱克敬は「(万国)公法」の語義・語感を強く意識し、「公法」を「公なる法」として捉えていたと考えられる¹²。また、

各国の締結した条約や通商協定は、不都合があったとしても、再度諸国が集まって一緒に議定しなくてはならず、平時に勝手に変えてはならない。一、二か国にとって不都合なものがあるだけならば、私によって公を放棄し、軽々しく条約改変を議論するようなことはしてはならない¹³。

という記述もある。つまり朱克敬は、二か国間条約による多国間条約の規定の改変・除外を「私によって公を放棄」するものとして、認めていない。このような表現は『万国公法』には見られず、朱克敬が中国の伝統的な「公私」の観念を重んじていたとわかる。

他方、『国際法原理』および『万国公法』には、「(万国)公法」の語義・語感にそぐわない議論が存在する。『国際法原理』および『万国公法』は、(1)キリスト教文明諸国間の国際法としての欧米国際法と他地域の国際法を区別する多種国際法説(後述)を採っており¹⁴、(2)清朝中国には欧米国際法の属地主義優先の原則が適用されず、条約で定めた領事裁判権の規定が適用されていることを明記している¹⁵。(1)・(2)は、世界全体で共有される公正・公平な規範という「(万国)公法」の語義・語感にそぐわない説明である。果たして、『公法十一篇』は『国際法原理』および『万国公法』の(1)・(2)を踏襲しているであろうか。仮に、『公法十一篇』に「(万国)公法」の語義・語感に沿うものへと(1)・(2)を修正する作爲が確認できるならば、それは「(万国)公法」の語義・語感が清朝中国の国際法継受において持った重みを証明する有力な根拠になろう。

以上のような問題意識から、本稿は『国際法原理』・『万国公法』と『公法十一篇』を比較・検討し、清朝中国における国際法継受と「(万国)公法」認識の解明に寄与したいと考える。

第1章 『国際法原理』・『万国公法』・『公法十一篇』について

『国際法原理』は、アメリカの外交官・法律家ホイートンが著した国際法概説書である。

¹¹ 『公法十一篇』「交接」第九条。隣国交接・保護之事、必当恪遵公法、不可徇一己之私。蓋我徇私妄行、則各国效尤、近利甚小、後患無窮也。なお、「原始」および「明用」を除く各篇は「一」で始まる伝統的な箇条書きスタイルで記されているが、引用の際は便宜的に条数をナンバリングして示す。

¹² 国際法と深く関係する国際仲裁裁判についても、「公評」・「公議」・「公断」などと「公」の字を含む熟語として言い表されたっており、国際法と「公」の関係性を窺わせる(箱田恵子「清末中国における仲裁裁判観—1860、70年代を中心に」『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要(史学)』17、2018年。同「清末中国の新聞・雑誌にみる仲裁裁判観」『史窓』78、2021年、を参照。

¹³ 『公法十一篇』「交接」第二条。各国所立盟約及通商章程、或有不便、必俟再会公同酌定、平時不得擅改。其有僅与一二国不便者、不得以私廢公、更輕議改。

¹⁴ Henry Wheaton, *Elements of International Law*, sixth edition, Boston: Little, Brown and company, 1855, pt. I, ch. I, §10. 『万国公法』第一卷第一章第十節。

¹⁵ 『国際法原理』や『万国公法』は、欧米の一般国際法の属地主義優先の原則は明示しており、領事裁判権はこの原則を条約で修正したケースと位置づけている。『万国公法』の説明する規定をそのまま「公法」としたならば、清朝の遵守すべき規定は「公法」と異なる特別の規定ということになってしまう。「公法」という名称がその規定内容と齟齬をきたしている、と清朝中国の読書人の目には映ったことだろう。

ホイートンがアメリカ駐プロイセン公使在職中の1836年にロンドンおよびフィラデルフィアで出版され、フランス語・スペイン語・イタリア語にも翻訳された¹⁶。この『国際法原理』をアメリカ人マーティンが漢訳して出版したのが、『万国公法』である。マーティンはプロテスタント（長老派）の宣教師であり、伝道のため中国に渡って活動し、1858年にはアメリカ駐清公使の通訳をつとめた。その後、清朝の総稅務司ハートのすすめで『国際法原理』の漢訳に取り組むことになる（マーティンが底本としたのは、1855年出版の第6版）。漢訳には何師孟・李大文・張煒・曹景榮という中国人キリスト教徒と見られる人々が協力しており、出版にあたっては恭親王の命で總理衙門（總理各國事務衙門）章京の陳欽・李常華・方濬師・毛鴻圖が文章の添削にあっている。漢訳は最終的に『万国公法』と名づけられて、1864年にまず300部が印刷された¹⁷。

『公法十一篇』の著者・朱克敬(?-1890)は、字を香孫と言い、甘肅省皋蘭県の人である。1860年より湖南省龍山県の典史を務め、委員として堡砦の建設や団練の整備も行っている。この官員時代に朱克敬を「才能に恃んだ横柄な人間だ（恃才傲物）」と評する者がいたようで、彼には才気走った面もあったようである。在職中に石達開（翼王）率いる太平天国軍に3か月にわたって龍山県を包囲され、籠城している。のちに失明して職を辞し、長沙で曾國荃（曾國藩の弟）などの湖南省の郷紳や湖南巡撫劉崑（雲南省景東直隸庁出身）から経済的援助を受けつつ生活し、地方志編纂にたずさわるなどしている。朱克敬は好んで時事を語り、總理衙門大臣・駐英公使を歴任し儒学の理論家としても知られた郭嵩燾と特に親交が深かった。朱克敬は非常に多作で、駐露公使曾紀沢の対露交渉記録『金輶籌筆』など他者の「洋務」に関する文献の出版にも積極的に関与している。また、かまびすしい対外強硬論を批判した「譚戒」という文章を世に出してもいる¹⁸。当然に、彼の活動は保守・排外人士の目にもとまっており、1890年代前半に長江流域一帯では子ども殺しのデマに端を発した排外暴動の嵐が吹き荒れるが、「謠帖書画」を用いてそれを煽動した周漢は、湖南省で「洋務」を喧伝・推進した「四鬼」として、郭嵩燾や曾紀沢、やはり「洋務」関連の著作を多く発表した張自牧と並んで、朱克敬の名を挙げている¹⁹。

さて、朱克敬の欧米の事物に対するスタンスであるが、海外をめぐることも考えたというから、欧米に興味を惹かれていたと見られる²⁰。また、『鷗言』「通情」では、

西洋の庶民は國家元首と会って思いを伝えることができるが、中国の下役人は上司に会って仕事の議論をすることができない。この一つとっても、（中国与欧米諸国の）強

¹⁶ 住吉良人「明治初期における国際法の導入」『国際法外交雑誌』70-5・6、辻健児「ヘンリー・ホイートンの国際法理論における法実証主義」『佐賀大学経済論集』14-2、1981年。

¹⁷ 周圓「丁韞良の生涯と『万国公法』漢訳の史的背景」『一橋法学』9-3、2010年。

¹⁸ 『鷗言』外篇「譚戒」。

¹⁹ 『儒林瑣記』「儒林附記」朱克敬伝。『(同治)龍山県志』卷一三、官師、典史、『(同治)龍山県志』卷一六、芸文、朱克敬「上永順府籌建堡砦並練團事宜狀」。『雲臥山莊尺牘』卷四葉一「復朱香蓀少尉克敬」、同卷五葉一二「復朱香蓀少尉」。岡本隆司「総論 常駐公使と外交の肖像」（岡本隆司・箱田恵子・青山治世『出使日記の時代』名古屋大学出版会、2014年）、16頁。佐々木正哉「湖南の排外守旧派と開明派の系譜（一）」（『近代中国』20、1988年）、中村義「洋務・変法と民変—1898年の両湖地区をめぐる」（野沢豊・田中正俊編『講座中国近現代史 第2巻 義和団運動』東京大学出版会、1978年）。1890年代の長江流域における排外暴動については、蒲豊彦「長江流域教案と“子ども殺し”」（森時彦『長江流域社会の歴史景観』京都大学人文科学研究所、2013年）も参照。

²⁰ 『儒林瑣記』「儒林附記」朱克敬伝。

弱の形勢は、実際に有事にならなくてもわかることだ²¹。

と、「西洋」政治制度を評価している²²。また、『公法十一篇』には、

各国の法律については、ある国の法を他の国に強制することはできない。しかしながら、
国に利益があり民に利益があることは、普及させることができる。(ある国の法律につ
いて)他の国の側で自ら実践を望むならば、(万国)公法もこれを禁じない²³。

という記述があり、国家や民人に利益のある外来の法律については、その導入に柔軟な姿勢
を持っていたようである。

他方で彼は、『鷓言』「謬戒」で、欧米諸国に傾倒している人々を手厳しく批判している。

この頃は西洋のやり方を学んだ者が、二程子や朱子を役立たずとし、孔子や孟子を無用
視し、夷人を賛美して夷人は何事につけても中国に勝る、外夷の事物を利用して中華の
事物を改革すれば中国もすぐさま強国になれると思いついでいることが多いが、これ
は大きな誤りである。中国のやり方は、万世不変の法則であり、今日の衰退は学者がそ
れを実践できないことによるのであり、孔子・孟子・二程子・朱子の罪ではない。…ゆ
えに西洋のやり方を学ぶ者も、まずは理学で精神を鍛えることが必要で、そうすれば猛
り狂い道を外れて今後千年にわたって禍を残す事態にはならずすむだろう²⁴。

この文章から、朱克敬が「理学」(孔子・孟子・二程子・朱子を列挙しているから「道学」
や「朱子学」、狭義の「宋学」とほぼ同義だろう)を重んじていたとわかる。彼の「西洋」
の事物に対する肯定的評価も、「理学」に立脚したものと考えるべきであろう²⁵。

『公法十一篇』は、朱克敬が『万国公法』を底本にして独自にまとめた著作である。『公
法十一篇』の執筆時期については、『郭嵩燾日記』の記載が参考になる。『郭嵩燾日記』光緒
五年六月十七日(1879年8月4日)の条に、朱克敬が郭嵩燾に『万国公法』を求めてきて
いたこと、この日に『万国公法』を発送したこと、が記されている²⁶。借閱を求めている以
上、この時まで朱克敬は『万国公法』を入手できていなかったことになる。よって、郭嵩燾
から送られた『万国公法』を受領して以降に、『公法十一篇』の執筆活動が行われたと考
えるべきである。『公法十一篇』は、陳氏挹秀刻刷店(長沙・貢院西街)から刊行された『辺

²¹ 『鷓言』内篇「通情」。西洋之百姓、可以見国主而言情、中国之属官、不得謁上司而論事、即此一端、強弱之勢、不待臨事而知矣。

²² なお、朱克敬の欧米諸国に対する具体的知識は、『万国通説』(『柔遠新書』巻中)に示されている。例えばイギリス議会については、「都城有上下議政院、上者官掌之、下者紳士掌之。国有大事、王論相、相告上政院公議可否、轉告下政院詢謀僉同而後行。民間利病当興除者、先陳下政院、掌院者酌以次上、達于王。」と説明されている。文章は、徐繼畬『瀛環志略』(もしくはそれもとにした魏源『海国図志』の記述)を参照していると見られるが、「公議」や「詢謀僉同」は朱克敬自身の表現である。

²³ 『公法十一篇』「禁令」第二条。各国法度此国之法不強行於彼国、然亦有利国・利民之事、可以推行。彼国自願举行者、亦公法所不禁。

²⁴ 『鷓言』外篇「謬戒」。近日学西法者、多糟粕程・朱、糝糠孔・孟、賛美夷人以為事事勝於中国、用夷夏、即可自強、此大誤也。中国之法、万世不易之經、今日之弊由学者不能实践、非孔・孟・程・朱之罪也。…故学西法者、必先究心於理学、庶不至猖狂橫決、遺禍千秋。

²⁵ 大谷敏夫は、清末中国に「曾國藩を原点」とする「義理經世学」が存在していたとする。朱克敬の「理学」もこの「義理經世学」に属すると考えられる(大谷敏夫『清代政治思想と阿片戦争』、同朋舎、1995年、121-126頁、同『清代政治思想史研究』、汲古書院、2020年〔再版〕、401-402頁)。清末における「湘学」の興隆については、梁啓超「近代学風之地理的分布」(『飲氷室文集』巻四一)も参照。

²⁶ 『郭嵩燾日記』光緒五年六月十七日。…朱香蓀求觀『万国公法』、…凡歷三四日、無暇為之檢尋、本日拝摺後始檢得之、因分函遞送。

事続鈔』に収録される形で初めて世に出た。『辺事続鈔』の正確な刊行日はわからないが、朱克敬の自序には「光緒六年孟穉（1880年の陰暦7月）」とある。なお、『公法十一篇』の執筆には、左宜という人物も協力しており、また劉崑が校閲を行っている。

『公法十一篇』は全体として、『万国公法』の説明を下敷きにしている。とはいえ、『公法十一篇』は『万国公法』の文章をそのまま用いているわけではなく、多くの場合、独自に要約・パラフレーズしている。また、『万国公法』の文面を利用しつつ意味をずらしたものも見受けられる。例えば、人身売買（奴隷貿易）について『万国公法』は、

アフリカ大陸沿海では黒人を販売し、他国に輸送して奴隷にしているが、すでに多くの国々がこの行いを禁じ、また英国・米国・プロイセン・ロシアなどの諸国が法律を制定して海賊行為として扱うこととしたが、しかしながら国際法はまだこれを海賊行為と位置づけていないので、ただちに捜査・臨検の事例を根拠に人身売買を禁じることはできない。思うに、平時においては、条約で特別の規定を設けている場合を除き、公海を航行する船舶に対して、臨検を行う権利は存在しないのである²⁷。

と説いているが、『公法十一篇』では、

アフリカ大陸沿海やエジプトといった国々は黒人を販売し、他国に輸送して奴隷にしており、従来これは通常のこととされていたが、最近では英国・米国・プロイセン・ロシアおよびヨーロッパの各大国は国際条約を結んで、これを行ったものは海賊と同じ罪とすることにした。船舶が経由する各国では、捜査を行うことができる²⁸。

となっている。『万国公法』は公海上における人身売買の取締りは認められていない点を強調しているが、『公法十一篇』は反対解釈によって、人身売買関連船舶は寄港地で取り締まりが可能な点を強調している²⁹。この事例から見て、『公法十一篇』は、『万国公法』に対する相当に丁寧な読解と検討のうえに生み出されたと言って良いだろう。

では、清末中国社会において、どの程度『公法十一篇』は受容・参照されたのであろうか。まず、林学忠が明らかにしているように、『公法十一篇』は刊行後に張樹声『敦懷堂洋務叢鈔』（1884年刊）、葛士浚『皇朝經世文編統編』（1888年刊）、張蔭桓『西学富強叢書』（1896年刊）、靈隱抱朴子『洋務時事匯編』（1898年刊）、邵之棠『皇朝經世文編統編』（1898年刊）、張蔭桓『西学富強叢書正集』（1899年刊）、于宝軒『皇朝蓄艾文編』（1903年刊）に転載されている。いずれも「洋務」に関連する文章を多数採録している編纂物である。これらに繰り返し転載されていることから、『公法十一篇』は「洋務」に肯定的な読書人から高い評価を受けていたと推測される。

また『公法十一篇』は、清末中国の読書人が「(万国)公法」に関する論説を執筆する際に参考にされており、竇士鏞『(白話演義本)万国公法』（1897年）が『公法十一篇』を底本にしているほか、杞盧主人「公法」、劉銘鼎「春秋盟書即今条約」にも文章の転用を確認で

²⁷ 『万国公法』第二卷第二章第十四節。阿非利加海旁販売黒人、運至他国為奴、此事雖經多国嚴禁、又英・美・澳・普・俄諸国皆制律以海盜處之、然按公法尚不為海盜、即不可恃有窺探稽察之例以禁之。蓋平時如非特約所許、則船隻行於大海、自無權以稽察之也。

²⁸ 『公法十一篇』「禁令」第二十九条。阿非利加洲旁・埃及諸国販売黒人、運至他国為奴、従前視為常事、近今英・美・普・俄及欧羅巴各大大国公約、犯者与海盜同科。船隻所過各国、皆得捜査。

²⁹ この文章は、時期的に考えるとマリア・ルス号事件を意識しているようにも思われる。なお、欧米諸国間における奴隷貿易禁止の動きは、君塚直隆「自由主義外交の黄金期—パーマストンと奴隷貿易」田所昌幸編『ロイヤル・ネイヴィーとパクス・ブリタニカ』有斐閣、2006年を参照。

きる³⁰。さらに、回族の読書人馬兆麟が知人に送った書簡にも、明らかに『公法十一篇』の記述を下敷きにした文章が含まれている³¹。加えて、唐才常の「使学要言」には、『公法十一篇』の「交接」と「使命」の二篇は、外交使節について専門的に議論しており、簡潔で親しみやすく、最も参照に便利である（交接・使命二篇、専談使学、簡明切近、最便搜尋）という記述がある³²。以上のことから、『公法十一篇』は、少なくとも「(万国) 公法」に関心のある清朝中国の読書人の間では広く読まれていた、と考えられる。

第2章 多種国際法説と単一「(万国) 公法」説

(1) 『国際法原理』の多種国際法説

ホイートンは、欧米諸国が共有している国際法 (international law) を「欧米諸国および欧米人・キリスト教徒の国際法 (以下、欧米国際法)」と考える。ホイートンにとって、欧米国際法はキリスト教および「文明」と分かちがたく結びついており、ゆえにイスラーム世界など他地域の国際法 (law of nations) とは区別されるのである。このため彼は、世界には多くの欧米国際法と異なる国際法が存在するという、多種国際法説を採る。

統一の国際法は存在するのだろうか。間違いなく、世界のすべての民族や国家に共通する国際法は存在しない。国際公法は、わずかな例外を除き、これまで常に、そして今なお、文明化されたキリスト教的な人々あるいはヨーロッパに起源を持つ人々に限定 (して適用) されているのである。ヨーロッパの国際法と他の人種の国際法との間の隔絶は、長らく物書き達が記してきたとおりである。...オスマン帝国と他のヨーロッパ諸国との間に展開されてきた関係は、最近になってようやく、オスマン帝国を、後者 (ヨーロッパ諸国) を支配する国際公法の範疇に加入させたのであり、国際公法は元来がキリスト教世界の国々をイスラーム世界の国々と区別するところの風俗・制度・宗教を持つ共同体に基礎づけられていたのである³³。

ただ、ホイートンはそれぞれの地域に存在する国際法を優先して欧米国際法を適用しないとしているわけではない。彼は、サヴィニー (Friedrich Carl von Savigny) のドイツ語著作の文章を英訳のうえ引用している。

キリスト教を土台とした文明の進歩は、徐々に、全世界の全ての国々との交流において、彼らの信仰がどのようなものあるかに拘わらず、また彼らの側において相互性を欠いているとしても、キリスト教諸国間の法に類似した法を遵守するように我々を導いてきた³⁴。

³⁰ 杞盧主人「公法」(『時務通攷』卷三)。劉銘鼎「春秋盟書即今条約」(『皇朝蓄艾文編』卷一三)。

³¹ 馬兆麟「瑞記書稿摘要第十三本」(中国史学会編『回民起義』、上海人民出版社、2000年第2冊)、293-294頁。

³² 『覚顛冥齋内言』卷二「使学要言」。

³³ Henry Wheaton, *op. cit.*, pt. I, ch. I, §10. Is there a uniform law of nations? There certainly is not same one for all the nations and states of the world. The public law, with slight exceptions, has always been, and still is, limited to the civilized and Christian people of Europe or to those of European origin. This distinction between the European law of nations and that of the other races of mankind has long been remarked by the publicists... We have already seen, that the relations which have prevailed between the Ottoman Empire and the other European States have only recently brought the former within the pale of that public law by which the latter are governed, and which was originally founded on that community of manners, institutions, and religion, which distinguish the nations of Christendom from those of the Mohammedan world.

³⁴ Henry Wheaton, *op. cit.*, pt. I, ch. I, §10. The progress of civilization, founded on Christianity, has gradually

そして、このサヴィニーの説を受けつつ、欧米人の活動にもなった欧米国際法のイスラーム諸国や清朝中国への伝播を論じる。

この見方を確証づけるように、最近の欧米キリスト教諸国とアジア・アフリカのイスラームや他の異教徒の国々との交流は、後者の側で彼らの独自の国際的慣例を放棄してキリスト教世界の慣例を採用する傾向を示している、とすることができよう。公使館の権利は、トルコ・ペルシア・エジプト・バーバリー（マグリブ）諸国により承認され、双方向に展開されている。オスマン帝国の独立と領土の一体性は、長い間、ヨーロッパの勢力均衡に不可欠な要素であるとみなされてきたが、最近になって、それ自体が欧州キリスト教諸国とオスマン帝国の間の協定項目の対象となり、オスマン帝国は欧州キリスト教諸国の公法の範疇に加入したと考えられる。最近の中華帝国と欧米キリスト教諸国との間の外交関係にも、同じことが言えるだろう³⁵。

ホイートンは、国際法の多種並存状況から欧米国際法への統一化が徐々に進行していくと考えているのだろう。

他方で、『国際法原理』は、異なる国際法が実践されている地域に対しても、特定の場合には欧米国際法が適用できると考えており、「人道の一般利益」のための介入について、次のように論を展開している³⁶。

欧州キリスト教諸国が、長年にわたる残酷な抑圧の年月の後に、ギリシア人を支持して、オスマン帝国の圧政を排除したことは、特定の国の国内変動によって他国の利益と安全が直ちに影響を受ける場合だけでなく、野蛮で専制的な政府の暴挙によって人道の一般利益が侵害された場合にも、このような干渉を認めている国際法の諸原則の新たな実例を提供するものである。...トルコ人が、いくらかの書き手が考えているように、キリスト教世界の一般国際法に拘束されていない諸国家のファミリーないしグループに属するのだとしても、キリスト教国がイスラームの支配に圧迫されている宗教的同胞の保護のために妥当と考えられる措置を採ることに文句を言う資格はないだろう³⁷。

conducted us to observe a law analogous to this in our intercourse with all the nations of the globe, whatever may be their religious faith, and without reciprocity on their part. ドイツ語原文は以下のとおりである。Indessen führt die fortschreitende sittliche Bildung, wie sie das Christenthum begründet, jedes Volk dahin, ein Analogon jenes positiven Völkerrechts selbst auf solche völlig fremde Völker anzuwenden, von welchen diese Gesinnung nicht geteilt und dieses Verfahren nicht erwiedert wird. (Friedrich Carl von Savigny, *System des heutigen Römischen Rechts*, Bd. 1. Berlin, 1840, §11.) なお、『国際法原理』はドイツ語の原著を英訳引用したとしているが、字面を見るに、実際にはフランス語訳文から英訳した可能性が高い (Friedrich Carl von Savigny, *Traité de droit romain*, t. 1, §11. Les progrès de la civilisation fondée par le christianisme nous ont conduit, à observer un droit analogue dans nos relations avec tous les peuples du monde, quelle que soit leur soit leur croyance et sans réciprocité de leur part.)。

³⁵ Henry Wheaton, *op. cit.*, pt. I, ch. I, §10. It may be remarked, in confirmation of this view, that the more recent intercourse between the Christian nations of Europe and America and the Mohammedan and Pagan nations of Asia and Africa indicates a disposition, on the part of the latter, to renounce their peculiar international usages and adopt those of Christendom. The rights of legation have been recognized by, and reciprocally extended to, Turkey, Persia, Egypt, and the States of Barbary. The independence and integrity of the Ottoman Empire have been long regarded as forming essential elements in the European balance of power, and, as such, have recently become the objects of conventional stipulations between the Christian States of Europe and that Empire, which may be considered as bringing it within the pale of the public law of the former. The same remark may be applied to the recent diplomatic transactions between the Chinese Empire and the Christian nations of Europe and America, in which the former has been compelled to abandon its inveterate anti-commercial and anti-social principles, and to acknowledge the independence and equality of other nations in the mutual intercourse of war and peace.

³⁶ 藤沢巖『内政干渉の国際法一法の適用問題への歴史的視座』岩波書店、2022年、75-81頁。

³⁷ Henry Wheaton, *op. cit.*, pt. II, ch. I, §9. The interference of the Christian powers of Europe, in favor of the Greeks, who, after enduring ages of cruel oppression, had shaken off the Ottoman yoke, affords a further illustration of the

欧米国際法に服さないオスマン帝国は、キリスト教徒であるギリシア人をキリスト教諸国が救うことに反対できない、と説明しているのである。

以上のような『国際法原理』の説明を見ると、「ヨーロッパ中心主義」との指摘があることも頷ける³⁸。ただ、戦時における国民的属性 (national character) の判別について、『国際法原理』が次のように論じていることにも留意すべきである。

欧米に居住する商人の国民的属性は、彼らの居住する国家の国民的属性に由来している。世界の東半分では、そこに設立された商社の庇護と保護の下で貿易を行うヨーロッパ人が、その住所地と貿易を行う団体から国民的属性を付与される。この違いは、当該地域の国家の本質と習慣から生じるものである。世界の西半分では、外国人商人は現地人の社会に雑居し、接触と婚姻が許され、ほぼ全面的に統合されていく。しかしながら東洋では、最も古い時代から隔離性が保持されてきており、外国人は現地民族の一般の社会や大衆に加入することはなく、彼らの祖先がすべてそうであったように、外部者もしくは寄留者であり続ける。そのようにして、トルコの居留地について言えば、イギリスの裁判所は、オランダとの戦争中に、オランダ領事の保護を受けてスミルナで貿易を行っていた商人をオランダ人と見なし、その財産を敵対者に属するものとして処断したのである。このように、中国、そして東洋全域で一般に、商社に編入された人は、彼ら自身の固有の国籍において認知されることはない。その(固有の)国民的属性を推定することは許されず、その組織や商社の国民的属性においてのみ考慮される³⁹。

この問題では、住所地が「東洋」か「西洋」かによって欧米人に対する待遇が異なっているが、非欧米圏の国家の制度・慣習が根拠とされている。ホイートンは欧米諸国とその他の地域の間実際に存在する差異を把握したうえで議論しているのであり、多種国際法論もそのようなポリシーの上で展開されていると考えねばならない⁴⁰。

principles of international law authorizing such an interference, not only where the interests and safety of other powers are immediately affected by the internal transactions of a particular State, but where the general interests of humanity are infringed by the excesses of a barbarous and despotic government. ...If, as some writers have supposed, the Turks belong to a family or set of nations which is not bound by the general international law of Christendom, they have still no right to complain of the measures which the Christian powers thought proper to adopt for the protection of their religious brethren, oppressed by the Mohammedan rule.

³⁸ Jennifer Pitts, *Boundaries of the International: Law and Empire*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2018, pp. 145-146.

³⁹ Henry Wheaton, *op. cit.*, pt.IV, ch.I, §18. The national character of merchants residing in Europe and America is derived from that of the country in which they reside. In the eastern parts of world, European persons, trading under the shelter and protection of the factories founded there, take their national character from that association under which they live and carry on their trade : this distinction arises from the nature and habits of the countries. In the western part of the world, alien merchants mix in the society of the natives ; access and intermixture are permitted, and they become incorporated to nearly the full extent. But in the east, from almost the oldest times, an immiscible character has been kept up ; foreigners are not admitted into the general body and mass of the nation ; they continue strangers and sojourners, as all their fathers were. Thus, with respect to establishments in Turkey, the British courts of prize, during war with Holland, determined that a merchant, carrying on trade at Smyrna, under the protection of the Dutch consul, was to be considered a Dutchman, and condemned his property as belonging to an enemy. And thus in China, and generally throughout the east, persons admitted into a factory are not known in their own peculiar national character: and not being permitted to assume the character of the country, are considered only in the character of that association or factory.

⁴⁰ 19世紀後半には、国際法学で「文明の基準」論が普及するようになる。ただし、中井愛子によれば、国際法における「文明の基準」論も、当初は「優劣」よりも「相違」に重点があったという(中井愛子『国際法の誕生—ヨーロッパ国際法からの転換』京都大学学術出版会、2020年、155-167頁を参照)。

(2) 『公法十一篇』の単一「(万国) 公法」論

『公法十一篇』は、「原始」および「明用」の節で、自然法論やドイツの国際法学者ヴォルフ (Christian von Wolff) の「世界国家 (civitas maxima)」論に関する『万国公法』の議論を儒学の経書の文言と結びつけて議論を展開している⁴¹。

(万国) 公法の学問は、オランダの儒者グロティウスによって創始されたもので、初めは戦争と平和の法と言ひ、各国の学者が互いに議論してきたもので、その趣旨は2つある。一つは性法で、人の心が同様にそうだと思うこと(「人心之同然」)に基づいて是非を決めたもので、いわゆる性にしたがうことが道だ(「率性之道」)、ということである。いま一つは義法で人の心の是非に基づいて各国の交渉と講和・交戦の基準にしたもので、いわゆる道を修めるのが教えだ(「修道之教」)、ということである。その由来を敷衍すると、やはり天に基づいたものである。人の心が同様に是とするものは、天が良しとするもので、当然に万国がともに遵守すべきことであり、人の心の同様に非とするものは、天が抛棄したもので、当然に万国がともに戒飭すべきことであり、いわゆる天命の命じるものが性だ(天命之性)、ということである⁴²。

「人心之同然」は『孟子』告子、「率性之道」「修道之教」「天命之性」は『礼記』中庸が出典となる。とくに『孟子』告子は、「心の同じく然りとするところは何ぞや。謂わば理なり、義なり。」と、「理学」において重視される「義」や「理」の観念と結びつく典拠となっている。朱克敬はこのように『万国公法』の文章と儒学の経書の文言を結んだうえで、「(万国) 公法」を人間本性に基づいた「性法」と、「性法」に基づいて実際の国家間関係を規定する「義法」に分けて論じる。「性法」は是非判断の基準であり、「義法」は具体的な行為の命令・許可・禁止を定めた規範と言えるだろう。また、『礼記』からの引用には、「所謂」という言葉をつけているので、朱克敬は、『万国公法』の説明と儒学の経書をそれぞれ異なる学問体系に属するものと弁えたうえで、共通性を論じていることになる。

そして朱克敬は、異なる政治制度や「国法」を持つ「万国」も、「性法」によって、「一国」のようになり得ると説く。

(万国) 公法の実践は、人が相互に交際するやり方を一国に敷衍し、一国から万国に敷衍することである。①それが作用する方式は3つある。共同で条約を締結して遵守するもの、条約を締結していないが(各国が)遵守し実践するもの、いまだ実践されていないが心中で信服するものである。思うに性法は理を酌み情に準じ、偏頗することがなく、人の好悪は天然の本性に基づいており、性は必ず善である、遵守され実践されている最善の法は、もとよりどれも信服されている。実践されていないものも、心中では服従するところもある。国の仕組みは2つあり、君主の国は、権限が統一されていて、法をつくって民人を統制する。民主の国は、権限が民衆の手に委ねられていて一人の為政者に

⁴¹ もちろん、朱克敬は『万国公法』の漢訳文を参照しているだけであり、自然法論や「世界国家」論を学修・習得していたわけではない。なお、ホイートンは「世界国家」の存在に否定的である (Henry Wheaton, *op. cit.*, pt. I, ch. I, §7.)。ヴォルフの「世界国家」論については、柳原正治『ヴォルフの国際法理論』有斐閣、1998年、114-130頁を参照。

⁴² 『公法十一篇』「原始」(文章形式・条数なし)。公法之説、創於荷蘭儒者虎哥、初名平条規、各国公師互相辨論、其大旨有二。一曰性法、本人人心之同然以定是非、即所謂率性之道也。一曰義法、本人人心之所是非以定各国交接和戰之準、即所謂修道之教也。而推其所出、仍本於天。人心所同是、即天之所嘉、即万国所当共守、人心所同非、即天之所棄、万国所当共戒、即所謂天命之性也。

権限を代行させて法律を施行する。国ごとに法律があり、異なる部分がある。ただ性法は、天の授けた性質に基づき、人の心から生じているので、必ず同じであり、②万人を合わせて一人のようにでき、万国を合わせて一国のようにできるのである⁴³。

(下線は筆者が追加)

文章の中盤は、明らかに儒学の性善説に基づいた議論である。その一方、下線部①および②は、ヴォルフの意思法や「世界国家」論に関する『万国公法』の説明文に依拠している。

そして、この論理の当然の帰結として、非欧米諸国への国際法伝播は、世界各地の異質だが一定の文明水準に達した国々がおのずから「(万国) 公法」に従った結果と見做されている。

(万国) 公法ができたからには、文字を持ち徳化に浴した者なら誰もが従うのである。しかし、退廃した国は、(万国) 公法に背いて実践しない。荒れた辺境のちっぽけな島に住む禽獣に似た人々は、愚かで実践できない。ヨーロッパ・アメリカ・アジアなどに所属する国々およびトルコ・ペルシア・エジプト・バーバリーの諸国で、(万国) 公法を実践しない国はない⁴⁴。

「文字があり教化に浴した(有文字通声教)」の国として「ヨーロッパ・アメリカ・アジアなどに所属する国々およびトルコ・ペルシア・エジプト・バーバリーの諸国」が挙げられている。とすれば、「中国」も本来は「(万国) 公法」を遵守する国であるべきことになる⁴⁵。また、『公法十一篇』には、

国家は、君臣がその徳を合わせることで、清らかで道理にかなったマツリゴトと教化が行われてこそ、自立できるのだ。もしも他国の保護に頼るようならば、その権利は次第に失われ、久しくすれば必ずや存続が危うくなる。ポーランドのクラクフはロシア・オーストリア・プロイセンの3カ国の保護に頼った。おおむね自主できなかったものの、なお諸国と条約を締結し、友好国の枠での処遇を受けることができた⁴⁶。

といった記述も見られる。前半部分の2つの文は、『万国公法』に類似した字句を確認できない。クラクフ共和国は1846年のクラクフ蜂起をきっかけにオーストリア帝国に併合されたが、この事実も『国際法原理』および『万国公法』には記載されていない。よって、自ら

⁴³ 『公法十一篇』「明用」(文章形式・条数なし)。公法之行、以彼此交接之道、推之一国、由一国推之万国。其利有三、有公同約定而遵守者、有未經約定而遵行者、有未行而中心信服者。蓋性法酌理準情、不偏不倚、人之好惡本於天性、性無不善。至善之法遵行者、固皆信服。即不行者、其心未嘗不服也。立国有二、有君主之国、權歸於一、立法以制民。有民主之国、權寄於眾而假手一人以行法。国各有法、不能相同。惟性法、則本於天授、發於人心、無不相同、可以合万人為一人、合万国為一国。

⁴⁴ 『公法十一篇』「明用」(文章形式・条数なし)。公法既立、凡有文字通声教者、莫不遵行。惟昏乱之国、背不肯行。荒僻小島与禽獸相似者、昧不能行。若欧羅巴・亜美利加・亜細亞等洲所属及土耳其・波斯・埃及・巴巴里諸国、亦無不行。なお、底本の『万国公法』第一卷・第一章・第十節の文章は、下記の通りである。蓋欧羅巴・亜美利加諸国奉耶蘇之教者、与亜細亞・阿非利加之回回等国交際往來、彼雖教化迥異、亦屢棄自己之例、而從吾西方之公法。即如土耳其・波斯・埃及・巴巴里諸国、近遵通使之例、而与我互相遣使也。欧羅巴諸国、常以土耳其之自主不分裂与均勢之法大有相關、故与土国互相公議盟約、土国因而服欧羅巴之公法也。欧羅巴・亜美利加諸国奉耶蘇之教者、与中国通來、亦共議和約。中国既弛其旧禁、与各国交際往來、無論平時・戰時要皆認之、為平行自主之国也。

⁴⁵ あえて想像をたくましくすれば、中段の「退廃した国」は混乱・衰退する清朝中国への危機感、「荒れた辺境のちっぽけな島に住む禽獣に似た人々」は自国へ挑戦の姿勢を強めていた日本への嫌悪感が示されているように思われる。いずれも『万国公法』には見当たらない言葉遣いである。

⁴⁶ 『公法十一篇』「立国」第八条。国必君臣合徳、政教清明、方能自立。若頼人保護、則其權漸失、久必危亡。即如波蘭之戈拉告、仗俄・奧・普三国保護。凡事不能自主、然猶得与諸国盟会、列於友邦也。

を律せず規範から逸脱し自堕落や他者依存に陥った国家・個人の没落を当然視する記述は、朱克敬の価値観を反映していると考えられる。朱克敬にとって、「(万国) 公法」の遵守は、一国が自律し自立できるか否かにつながる問題だったことになる。

いずれにせよ、『公法十一篇』には、欧米と非欧米を区別した記述は全く採用されていない。「(万国) 公法」が世界各国に継受されていく事実は、朱克敬や『公法十一篇』の立場から見れば、「(万国) 公法」が人間本性に基づくことの証左に他ならない。

もとより、中国が自らの伝統的な規範を捨てて欧米国際法に従うようになりつつあるとするホイートンの見解は、清朝やその統治下の人々に対して説得力を持たなかつたであろう。また、『国際法原理』は自然法論と法実証主義を折衷した内容であったが、清朝が国際法に準拠する理由を説明するには、大きな問題があった。自然法論は人間本性や理性に基づく普遍法の存在を説くが、清朝の観点に立てば、儒学の教義からも導き出せなくては説得力を欠く。法実証主義は合意—条約締結による明示的合意と慣習法に対する黙示的合意—を国際法の根拠とするが、『公法十一篇』刊行の1880年時点において、清朝が国際法に明示的合意や黙示的合意を与えたと見做せる事例はごくわずかであった。自然法論(および「世界国家論」と儒学を結びつけ、「(万国) 公法」を人間に共通する性質(言わば人間本性)に基づく法と位置づけた朱克敬の論述は、「(万国) 公法」への準拠に関わる上記の諸問題を乗り越えるために、不可欠なものだったと言えよう。

ところで、『国際法原理』では、オスマン帝国は欧米国際法に服さないが、その圧政下にあるキリスト教徒を欧米諸国が欧米国際法に基づいて援助・保護することは許されるとしていた。これに対して、単一「公法」論を採る『公法十一篇』は、オスマン帝国が欧米国際法に服していないという説明を取り入れていない。そして、ギリシア独立戦争時の英仏露の介入の位置づけ自体も全く異なる。底本の『万国公法』で、

ギリシアは何世代にもわたってトルコのイスラーム教徒の虐待に遭ってきており、欧州キリスト教国はそこでギリシアを援助して自立させたが、この出来事も公法上の事例として引用してよいものである。思うに某国内政上の問題が隣国に危険を及ぼした場合に、公法で救済が許されるというだけではなく、野蛮かつ凶暴で、際限ない殺戮が行われている場合にも、仁義のための軍事行動を起こして事態を鎮静化してよいのである。英仏露3カ国は、1827年中にイギリスの首都で条約を締結し、ギリシアの戦乱を收拾した⁴⁷。

と説明されているのに対して、『公法十一篇』は、

同盟国が別の国に侵害された場合に、すぐさま救援に赴かねば信義を失う。その国がひとりでに政権を失い民人が反乱した場合には、非当事国の中立を許すだけで、干渉することはできない。【ギリシアがトルコの虐待を受けた際に、欧州キリスト教国が協力してギリシアを援助して、ようやく自立することができたのは、これにあたる。英仏露3カ国は1827年中にイギリスの首都で会議を開いて条約を締結し、これによってギリシアの戦乱を收拾した。...】⁴⁸ (【】内は割注)

⁴⁷ 『万国公法』第二卷第一章第九節。希臘歴代受土耳其回回人凌虐、歐羅巴奉教之國因助希臘自立、此事又可引以示公法之例。蓋不但某國內政致隣國有危、公法可以相救、即野蛮凶暴、殺戮無度、亦可興仁義之師而彈壓之也。英・法・俄三國、於一千八百二十七年間會于英之都城立約、以平希臘。

⁴⁸ 『公法十一篇』「交接」第七條。同盟之國為別國所侵、即當往救不往為失信。或自失政權為民所叛者、止

となっている。『万国公法』は、ギリシア独立戦争における英仏露の介入を、某国内政の危機が他国へ波及した場合の軍事介入、および野蛮な殺戮を制止するための「仁義」のための軍事介入と位置づけている。これは、前述した『国際法原理』の記述と合致している。他方、『公法十一篇』は、ギリシア独立戦争への介入を軍事同盟下の共同防衛義務として再解釈している。もとより、『国際法原理』と『万国公法』の軍事同盟を扱う箇所では、ギリシア独立戦争についての言及はない⁴⁹。また、前掲の『公法十一篇』の文章に続くロンドン条約の漢訳文は、『万国公法』第二卷第一章第九節に記載されている漢訳文をほぼそのまま踏襲している。よって、朱克敬は意図的にギリシア独立戦争における英仏露の介入を軍事同盟下の共同防衛義務の項目に組み入れたと考えるほかない。

結局のところ、朱克敬の立場からすれば、「(万国) 公法」が欧米キリスト教諸国の法である議論も、欧米キリスト教国が非キリスト教国で抑圧されているキリスト教徒を救い得るという中国で発生したキリスト教関連事件(「教案」)に援用されかねない論理も、認めるわけにはいかなかったのであろう。朱克敬は、ギリシア独立戦争時のヨーロッパ諸国の介入を軍事同盟下の共同防衛義務とする再解釈によってホイートンの所論を上塗りして否認したと考えられる⁵⁰。

第3章 国家管轄権

(1) 国家管轄権に関する『国際法原理』と『万国公法』の議論

『国際法原理』は、国家管轄権について属地主義の優先を原則としており、これは当時および現在の国際法学の学説と一致する。そのうえで、『国際法原理』は自国領域外に国家管轄権が及ぶ事柄については、第1類：能力・身分行為、第2類：契約関連行為、第3類：君主・外交使節・軍隊・公船の治外法権および船舶の旗国主義、第4類：条約の規定、の4種類に分類・整理して解説する。大陸法では広い法領域に属人主義の管轄権(立法・裁判)を認めるが、英米法の伝統に基づく『国際法原理』は、属人主義の管轄権の及ぶ法領域を第1類の能力・身分行為と第4類の条約の規定に限定している。国家管轄権全般について、『国際法原理』は、一般国際法上の属人主義管轄を非常に狭く限定し、それ以上の属人主義の適用は条約で個々に定めるものとしている。

そして、本稿での注目点の1つとなっている領事裁判権は、条約により定められたことから、『国際法原理』では第4類に分類されている。この第4類では、まず同一国籍の外国人の間で生じた訴訟について国籍国の領事に裁判管轄権を認める、欧米諸国間の条約の規定が取り上げられる。そのうえで、欧米諸国がオスマン帝国・マグリブ諸国・清朝中国との条約で規定された本格的な領事裁判権について説明がなされている⁵¹。『国際法原理』と『万国

許局外旁觀、不得干預。【如希臘為上耳其所凌、歐羅巴奉教之國合力助之、始得自立、是也。英・法・俄三國、於一千八百二十七年間會于英之都城立約、以平希臘。...】

⁴⁹ Henry Wheaton, *op. cit.*, pt. III, ch.2, §13. 『万国公法』第三卷第二章第十三節。

⁵⁰ 当時の中国では、宣教師やキリスト教徒絡みの紛争、いわゆる「教案」が頻発しており、清朝は中国人キリスト教徒などの保護を理由に「人道の利益」に基づく「介入」を受ける可能性があった。ゆえに、ギリシア独立戦争における英仏露の介入は、清朝にとって都合の悪い事例である。

⁵¹ なお、イスラーム圏の法における属人主義と、領事裁判権を含むキャピチュレーション(*capitulation*)については、鈴木董『オスマン帝国の世界秩序と外交』名古屋大学出版会、2023年、76-79頁や堀井優『近世東地中海の形成—マムルーク朝・オスマン朝とヴェネツィア人』名古屋大学出版会、2022年、6-10頁を参照。

公法』は、本文中で特に清米望厦条約（1844年）の第21条と第24条を引用している⁵²。

なお、条約で定められた領事裁判権の規定が一般国際法の属地主義の原則より優先されるが、ホイートンは特に地域の差異によって一般国際法の不適用を説明しているわけではない。おそらく彼は、ローマ法の法諺「特別法は一般法を破る（*lex specialis derogat legi generali*）」を前提としているものと思われる。国際法の法源としての条約を論じる際に、ホイートンは、アメリカ合衆国の政治学者マディソン（James Madison）の次のような文章を引用している⁵³。

条約は、それによって定められるいくつかの問題にしたがって、国際法とのいくつかの関係性の下にあると見做されうる。条約は、一般法を単に繰り返す、あるいは肯定するものと見做されうる。条約は、一般法に例外を設ける、当事国間の特別法とも見做されうる。国際法の意味が不明瞭または未確定である点については、条約は国際法を説明するものと見做されうる。この場合、条約は、まず当事国間の法となり、ついでその説明の合理性や当事国の数と性格に基づいて一般法に対しての確認となる。最後に、条約は、国家の意思法または実定法を構成するものとも見做されうる⁵⁴。（下線は筆者が追加）下線部において、マディソンは条約が一般国際法の規範と異なる規則を定めた特別法としての性格を持つと明示している。よって『国際法原理』は、領事裁判権に関する条約規定を特別法、属地主義優先の原則を一般国際法と位置づけていると推定できる。

以上のような『国際法原理』の国家管轄権の説明は、『万国公法』において、ニュアンスの差や省略などはあるものの、大意としては原著の内容に即して漢訳されている。ただ、概念や専門用語の訳出には苦勞したようであり、また読者に配慮した意識もしばしば見られる。例えば、

国内法制定の主権はまた、国内の市民の個人的権利の規定およびその市民的な状態や条件に影響するあらゆる事柄に及ぶ。さらに国内法制定の主権は、市民であろうとなかろうと、（一部の例外を除き）領土内のあらゆる人に対する最高の警察権、および領土内でそれらの人が行った全ての刑法上の犯罪に及ぶ⁵⁵。（改行は省略）

という『国際法原理』の説明は、『万国公法』では、

自主の国は、必ず国内統治を有し、法律を制定して民人の権利や身分を規制でき、当該国の民か外国の民かに関係なく、領土内にいる人を管轄する権利を有し、それらの人の

⁵² Henry Wheaton, *op. cit.*, pt. II, ch. II, §11. 『万国公法』第二卷第二章第十一節。

⁵³ Henry Wheaton, *op. cit.*, pt. I, ch. I, §12.

⁵⁴ James Madison, *An Examination of the British Doctrine, Which Subjects to Capture a Neutral Trade, Not Open in Time of Peace*, London: J. Johnson, and W. F. & J. Richardson, 1806, p. 39. Treaties may be considered under several relations to the law of nations, according to the several questions to be decided by them. They may be considered as simply repeating or affirming the general law: they may be considered as making exceptions to the general law, which are to be a particular law between the parties themselves: they may be considered as explanatory of the law of nations, on points where its meaning is otherwise obscure or unsettled; in which case they are, first, a law between the parties themselves, and next, a sanction to the general law, according to the reasonableness of the explanation, and the number and character of the parties to it: lastly, Treaties may be considered as constituting a voluntary or positive law of nations.

⁵⁵ Henry Wheaton, *op. cit.*, pt. II, ch. II, §6. The sovereign power of municipal legislation also extends to the regulation of the personal rights of the citizens of the State, and to every thing affecting their civil state and condition. It extends (with certain exceptions) to the supreme police over all persons within the territory, whether citizens or not, and to all criminal offences committed by them within the same. Some of these exceptions arise from the positive law of nations, others are the effect of special compact.

行った犯罪事案を裁判し懲罰する権利を有する⁵⁶。
となっている。「市民であろうとなかろうと (whether citizens or not)」が、『万国公法』では「当該国の民か外国の民かに関係なく (無論本国之民及外国之民)」と意識されており、国家が領土内で発生した外国人の刑事事件に対して管轄権をもつことを読み取り易くなっている。とはいえ、『国際法原理』の論旨が覆るような誤訳・改変は、少なくとも国家管轄権の説明については、『万国公法』内に見当たらない。

(2) 国家管轄権に関する『公法十一篇』独自の議論

『公法十一篇』は、『国際法原理』の論理や『万国公法』の文章を利用しつつも、その原則的部分で全く異なる議論を展開している。『公法十一篇』「禁令」の冒頭、刑事事件と民事事件の準拠法について、朱克敬は以下のように説明している。

国内の公的な資産は国主の管理下に帰属し、民間の私有の資産は民人が自己管理するのを許すものの、訴訟となった場合には、国主の処断に委ねる。外国の民間商人で当該国にあって土地を購入したり貨物を持ち込み貯蔵したりする者については、何か問題が起これば所在地国の法に従う。外国人犯罪については、(被告の) 国籍国の法に準拠する⁵⁷。

厳密には、民事事件を資産の問題として、刑事事件を民人の行為の問題として把握されていると考えるのが妥当だろう。資産については所在地国の法が準拠法とされ、民人の行為については「原籍国法」を準拠法とされ、資産に関する事件については国主に最終的な「処断」の権限があると説明されているのである⁵⁸。

さらに刑事事件については、別の条で、犯罪人の国籍国が裁判管轄権を持つこととその根拠が明記されている。

ある国の民人で他国に居住して法を犯した者は、なおも本国裁判所の審理に帰すが、これは国籍に入っていないならば他国の民人ではないことから、他国の国主は勝手に処置してはならないのである⁵⁹。

ここから、朱克敬は国主ないし国家は自国民に対して管轄権を持つが外国人に対しては管轄権を持たないという国主-民人の紐帯に基づいた属人主義一元論を採っているとわかる。

『公法十一篇』の逃亡犯罪人の引渡の議論も、根底に国主-民人の紐帯に基づいた属人主義一元論があると見れば理解しやすい。

各国の民人で本国において罪を犯して他国に逃亡した者については、本国が引渡を要求した場合には、すぐさま引渡し庇護してはならない。特に、同盟国であらかじめ条約

⁵⁶ 『万国公法』第二卷第二章第六節。自主之国、莫不有内治權、皆可制律以限定人民之權利・分位等事、有權可管轄疆內之人、無論本国之民及外国之民、並審罰其所犯之罪案。此常例也。而其所異者、或由公法而起、或因諸国相約而定其限制。

⁵⁷ 『公法十一篇』「禁令」第一条。國中公業歸國君經理、民間私產聽民自管、遇有争訟、仍聽國君處断。他國民商在本國置產寄存貨物者、有事概依本國法度。其人犯事、仍依原籍國法。凡制度、皆可隨時更改、惟已與各國議明立約者、不得私改。

⁵⁸ なお、現実には外国人による中国における土地所有にともなって「治外法権」がその土地に適用される形になっていった。これについては、田口宏二郎「永祖と登記一重疊する制度」(日本孫文研究会編『孫文とアジア太平洋』汲古書院、2017年)を参照。

⁵⁹ 『公法十一篇』「禁令」第二十三条。本國人民寄居他國而犯法者、仍歸本國法院審断、以尚未入籍、則非他國之民、他國之君不得擅治。

を結んでいる国は、条約に違反して犯罪人をかくまってはならない。引渡の際には、現地の当局は、必ず証拠を確認して、それから逮捕・送還を行い、経費は（引渡を要求した）当該国が支払う⁶⁰。

『国際法原理』と『万国公法』は、逃亡犯罪人引渡協定を締結したのでなければ、「いかなる国も司法からの逃亡者を外国の要求に応じて引き渡す義務を負わない、というお断りの宣言」が「アメリカ合衆国政府によって維持されて」いると強調し、逃亡犯罪人引渡協定の締結にあたっては自国民不引渡・政治犯引渡・双方可罰主義が原則になる旨を明記している⁶¹。しかし、『公法十一篇』は、逃亡犯罪人の国籍国への引渡を一般的な国際的義務と位置づけており、政治犯と普通犯罪人を区別していない。朱克敬は、国主-民人の紐帯を重視する立場に照らして、政治犯不引渡を退けたと考えられる⁶²。

以上のように、『公法十一篇』は、行為地や住所地を問わず、国主・国家が民人の犯罪に対して排他的な管轄権を有するという立場を取っている。また、資産についても最終処分権が国家・国主に帰属していると理解されていると考えられる。実際に、先出の文章で、「民間の私有財産は民人が自己管理するのに任せるものの、訴訟となった場合には、国主の処断に委ねる（民間私産聴民自管、遇有争訟、仍聴国君処断）」と説明されていた。民間の資産は民人に帰属するわけでも所有されるわけでもなく、自己管理されているに過ぎないのであり、よって最終処分権は国主にある、ということなのだろう⁶³。

ただし、朱克敬は国主が恣意的に接収・処分してよいと議論しているわけではない。『公法十一篇』には、次のような説明も見られる。

国主の所有する官の資産は、いずれも国主が利用してよい。民間の資産もしくは団体の資産は、民生や国策が関係する公共の事柄があつてはじめて利用することができる⁶⁴。民人の側から見れば公共の事柄によって自己の資産を接収・処分される可能性があることになるが、国主の側から見れば公共の事柄が制約となっている⁶⁵。さらに、『公法十一篇』は

⁶⁰ 『公法十一篇』「禁令」第二十四条。各国之民有在本国犯罪而逃往他国者、經本国関提、即当交付、不得祖庇。其合盟之国先經立有公約者、尤不得違約隱蔽。至関提時、所在官司、必須查明所犯確拠、再行捕拏交還捕拏、所費概由該国補出。

⁶¹ Henry Wheaton, *op. cit.*, pt. II, ch. II, §13. The negative doctrine, that, independent of special compact, no State is bound to deliver up fugitives from justice upon the demand of a foreign State, was maintained at an early period by the United States government, and is confirmed by a considerable preponderance of judicial authority in the American courts of justice, both State and Federal. ... In the negotiation of treaties, stipulating for the extradition of persons accused or convicted of specified crimes, certain rules are generally followed, and especially by constitutional governments. The principle of these rules are, that a State should never authorize the extradition of its own citizens or subjects, or of persons accused or convicted of political or purely local crimes, or of slight offences, but should confine the provision to such acts as are, by common accord, regarded as grave crimes. 『万国公法』第二卷第二章第十三節。各国若無条約明言、即無交還逃犯之分、此乃美国之古道、故美国断案多從其例。...諸国議立交還罪犯約拠、大要有章程数款以限之。君權有限之国、格外慎之。即如各国不將己民交与他国、若係謀反干国政之罪、不交還。若係該処以為罪、而他処不以為罪、亦不交還。如非人人共視為重罪者、亦不交還。

⁶² 欧米諸国における政治犯不引渡の原則の確立については、島田征夫『開国後日本が受け入れた国際法—19世紀における慣習国際法の研究』成文堂、2013年、234-277頁、を参照。

⁶³ ただし、中国の伝統的な「王土王民」の観念は動産には及んでいないとも言われる（斯波義信編著『社会経済史用語解』東洋文庫、2012年、138頁、「所有」の項）。

⁶⁴ 『公法十一篇』「禁令」第三十四条。国主所有官産、皆聴国主動用。其民間資産及公会之産、必有公事關係民生・国計者、方准動用。

⁶⁵ 『公法十一篇』「立国」第六条にも「易主之後国土帰君、民産仍聴自管、不得因乱稍有侵占」とある。かつ、『万国公法』には、「自管」を「聴す」という字句は見当たらない。よって、朱克敬が「自管」を「聴す」という表現に拘っていると判断できる。朱克敬は、民人の財産所有はあくまで国主・国家の許諾・容認に

ヨーロッパ中世の封建領主と農奴のような関係性も想定していない。中世以来、ヨーロッパでは国家が自国領内に居住する外国人の資産を当該人の死没時に没収する外国人資産取得権が存在していた。この外国人遺産取得権は、18世紀末から19世紀にかけて廃止されたが、『公法十一篇』はこれを「大義漸く明らかにして」と評価している⁶⁶。何の公共上の理由もなく、所有者に何の瑕疵もない状況で、国家や国主が民人の財産を召し上げることは許されないというのが朱克敬の認識なのだろう。朱克敬は、土地を君主や国家の私有物と見做すような立場を採っておらず、法に基づいた権利よりも目的や用途の合理性を重視しているのである。朱克敬の議論は、伝統的な「王土王民」思想に基づいていると言えよう⁶⁷。なお、『国際法原理』と『万国公法』には動産（人的財産）の所有者の住所地や契約書の作成地が動産の所在地と異なる場合に、前二者の法律の優先適用も可能とする記述があるが、『公法十一篇』は実際に取引（受け渡し）が行われる場所の法に従うとしており、外国法が中国内にある動産・不動産に及ぶことを規制しようという朱克敬の意図が窺える⁶⁸。

以上のように、『公法十一篇』は資産については所在国の法を準拠法とし、民人の行為たる「犯罪」については犯罪人の国籍国の法を準拠法とし、裁判管轄権も国籍国に与えられている。しかし、これはあくまでも原則であり、『公法十一篇』はこの原則にいくつかの例外を設けている。

まず、領事が駐在する場合の民事事件である。『公法十一篇』は、以下のように論じる。各国が友好を結び、もし甲国の領事が乙国に駐在する場合、甲国の商人や一時滞在者の間で訴訟が起こった場合に、甲国の領事の審理に帰す。事案が乙国の民人に関する場合、甲国の領事が乙国当局と合同で審理し、それぞれが自国の法に従って判決を下す⁶⁹。つまり、外国領事の駐在下では、①外国領事が外国人同士の訴訟に対する裁判管轄権を持ち、②外国人と接受国人の訴訟は当該外国人の国籍国の領事と接受国当局が共同で訴訟を扱い、当該外国人の国籍国の法と接受国の法の双方を準拠法とする、とされている。もとより、資産の問題の準拠法を資産の所在地国の法律とした場合、清朝・欧米諸国間の諸条約の規定と乖離が生じる。そこで、この例外規定を設けて条約規定との整合性を保っているであろう。

第二に、外国人が居住国・滞在国で反乱や体制に関わる犯罪に関与した場合である。『公法十一篇』は、

外国民人が国内で反乱や国家体制に影響する犯罪をした場合は、行為地国が懲罰し、引

基づくと考えているのだろう。

⁶⁶ 『公法十一篇』「禁令」第五条。なお、欧米における外国人遺産取得権の確立については、明石欽司「19世紀国際法規範の普遍化の実相—米国と「外国人遺産取得権」の関係を題材として」（明石欽司・韓相熙編『近代国際秩序形成と法—普遍化と地域化のはざままで』慶應義塾大学出版会、2023年）を参照。

⁶⁷ 中国における「王土王民」思想と土地所有については、小口彦太「中国土地所有法史序説」『比較法学』9-1、1974年、寺田浩明『中国法制史』東京大学出版会、2018年、45-97頁、清代における土地所有のありかたについては、岸本美緒『清代中国の物価と経済変動』1997年、407-419頁、同『明清史論集2 地域社会論再考』研文出版、2012年、64-80頁、を参照。

⁶⁸ Henry Wheaton, *op. cit.*, pt. II, ch. II, §6. As to personal property (*mobilia*) the *lex loci contractus* or *lex domicilii* may in certain cases, prevail over that of the place where the property is situated. 『万国公法』第二卷第二章第六節。至於動物、則有時或遵其写契拋・家住之地方律法、不遵其物所在の律法也。『公法十一篇』「禁令」第十三条。凡民間買売、有在此立契而在彼交易者、皆依交易地方律法。

⁶⁹ 『公法十一篇』「禁令」第二十二條。各国通和、或有領事官府在彼国駐劄者、本国商販及流寓人民遇有争訟、皆歸領事官審斷。其有与彼国人民交涉者、会同所在官司審訊、各依本国例律斷案。

渡を要求できない。思うに、国籍国が自らの民人を身贖するのを防止するため、これが許容されているのである⁷⁰。

としている。

第三に、戦時である。『公法十一篇』には、『国際法原理』や『万国公法』にはない、戦時下の在中外国人と在外中国人に対する法の適用について記述が見られる。

西洋の人で中国に居住する者および中国の人で西洋に居住する者は、戦争に際し、(万国)公法に照らして処遇すべきで、西洋法のみを適用してはならないが、中国の法のみを適用してもならない⁷¹。

この文章は、戦時下において、在中外国人は中国法の適用を受けつつも「(万国)公法」に従って、「西洋」の法の適用も受ける場合があり、在外中国人は、「西洋」の法の適用を受けつつも「(万国)公法」に従って、中国の適用も受ける場合がある、としていう内容であろう。戦時下において外国人を完全に外国法の保護下に置く危険性を考慮して、平時の「(万国)公法」の属人的な法適用が制限されるという考えに基づいていると考えられる⁷²。

第4章 『公法十一篇』独自の議論の時代背景

第2章と第3章で取り上げた『公法十一篇』独自の議論について、朱克敬は特に論拠は示していない。もし、『公法十一篇』独自の議論が清朝中国の締結した条約やその国家実行、当時の中国読書人の価値観や常識、議論と合致しないならば、対外関係の現実や実務、当時の中国社会から浮き上がった一読書人の個人的な思考実験にすぎないということになる。しかしながら、清朝の外政上の実践や(官員を含む)読書人たちの著述には、『公法十一篇』独自の議論と共通性のあるものが少なくない。

まず、自然法論と儒学を結びつけた単一「(万国)公法」論であるが、同時代に広く見られた「附会」論と言える⁷³。「附会」論とは、欧米の思想・制度・技術などを中国在来の思想・制度・技術・故事などになぞらえて解釈・説明する手法のことである。例えば、国際法について、春秋戦国時代の諸侯間の「邦交」の規則や形式などになぞらえる「附会」論が存在した。『万国公法』の漢訳者であるマーティン自身が儒学の教義と自然法論と結びつけることで、国際法の「普遍性」を強調して非欧米諸国への国際法の適用可能性を説明しようとした

⁷⁰ 『公法十一篇』「禁令」第二十四条。其外国人民在国内謀反及干犯国内大政者、即由犯事之国懲辦、不得討索。蓋防彼国私愛其民、有此寬縱也。なお、字句は『万国公法』第二卷第二章第十三節を基にしているようである。このため、一見のところ、朱克敬が欧米国際法での属地主義原則を認識していなかったため、属人主義的な発想で『万国公法』の説明を誤読したようにも見える。しかし、『万国公法』内では前述のとおり属地主義原則も明示しており、領事裁判権が条約に基づく特別な規則であることも説明されているが、このような不都合な記述は採用されていない。また、逃亡犯罪人の引渡についても同じ『万国公法』第二卷第二章第十三節から字句を採っていることから、単に誤読したとは考えにくい。当時の清朝読書人の『万国公法』の引用は、前後の文脈や整合性を無視した恣意的なものが多い。ゆえに、『万国公法』元来の字句を利用しつつ、清朝官界の動向や読み手を考慮して、意図的に断章取義をしていると見做すべきであろう。

⁷¹ 『公法十一篇』「兵事第一」第十六条。西土人寓居中国及中国人在西土者、遇有戦争、亦当遵照公法辦理、不得專用西法、亦不得專用中国律例。

⁷² 文章上、交戦国と中立国の区別はない。ただ、これが戦時下において交戦国の人のみを対象とするのか、それとも中立国の人も清朝と西洋の法を折衷した対応を受けるとしているのか、判然としない。「兵事第二」で中立国に関する議論を行っているので、「兵事第一」第十六条は交戦国間の規定と見ることもできる。

⁷³ 欧米の思想・制度・技術に対する「附会」論については、ひとまず小野川秀美『清末政治思想研究』増補版、みすず書房、1969年、41～43頁、を参照。

74。マーティンは、同様のことを欧米人向けにも行っており、1881年にベルリンで開催された国際東洋学者大会（International Congress of Orientalists）において、「中国古代における国際法の痕跡（Traces of International Law in Ancient China）」の題目で、春秋戦国時代の諸侯間における「国際法」の学術報告を行い、さらに論文として「国際法論評（*Revue de droit international*）」誌に寄稿している⁷⁵。「附会」論は、単に欧米の技術・制度を導入するにあたっての正当化や理解のための便宜的措置というわけではなく、むしろ既存の知識や理論によって欧米の事物を考察・評価する試みとしての面も持っており、朱克敬の姿勢もこれと合致する⁷⁶。

清朝官員や読書人の間でも、人間に共通する「情」・「理」と「(万国)公法」を結びつけた議論もしばしば見られた⁷⁷。例えば、清朝の外交官として著名な曾紀沢が、イギリスの国際法学者トゥイス（Sir Travers Twiss）との会談で、次のように述べている。

（中国と欧米）双方の刑法には食い違いがあり、見解にも小さな差異がある。つまり、(万国)公法は情と理の二字にはかならない。諸々の事柄も平心で判決を出したなら、おのずから(万国)公法を大きく外れることはない⁷⁸。

曾紀沢は、「(万国)公法」も畢竟「情」と「理」に基づくものであり、ゆえに法制上洋の差異を調整できると主張しているのである。

他方、「人道の利益」に基づいてキリスト教徒の救援のための「介入」を肯定するホイートンの所説も、清朝にとって不利益につながる性質を持つ。清朝の同意を得ずとも、欧米諸国が実力で清朝中国内のキリスト教徒の保護することができることにつながるため、「教案」が頻発していた清朝中国の読書人がこれを警戒したとしても自然なことである。実際に、清朝は中国人キリスト教徒の関わる訴訟等については清朝当局に管轄権があり、外交官や宣教師など外国人に参与する権利はないという立場を取っていた⁷⁹。

なお、『国際法原理』および『万国公法』の多種国際法説を退けて単一「(万国)公法」論を採る点は、『公法十一篇』より後の本土化著作にも共通している。例えば、宋育仁『公法駁正』（1896年刊）は「天下が共に信頼することを公と言ひ、至当にして変わらぬものを法と言ふ」とし、「(万国)公法と名づけていながらキリスト教の国において実践されるだけ」とするのは「了見が狭い」と述べている⁸⁰。曹廷杰『万国公法積義』（1901年上呈）も、

この節は基づくには不十分である。よしんばこれに基づいたとしても、まさにキリスト教国の法であるだけで万国の法ではないと言うべきで、かつキリスト教国の私な法で

74 佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』東京大学出版会、1996年、71-72頁。なお、これは宣教師であるマーティンが「神の法（God's Law）」や「自然啓示（natural revelation）」の存在を信じていたことによる（Ralph R. Covell, *W. A. P. Martin: Pioneer of Progress in China*, Washington: Christian University Press, 1978, pp148-149.）。

75 William A. P. Martin, "Les vestiges d'un droit international dans l'ancienne Chine", *Revue de droit international*, XIV, 1882.

76 苗婧「郭嵩燾の西洋認識—「附会」論と文明観を手がかりに」『洛北史学』22号、2020年。

77 田濤『国際法輸入与晚清中国』、208-209頁。

78 『曾紀沢日記』（中華書局、2013年）光緒五年五月十四日。彼此刑律不齊、則意見不無小異。要之、公法不外情・理兩字。諸事平心科断、自与公法不甚相悖。

79 『清季外交史料』卷10「使英郭嵩燾等奏請飭總署會商駐京公使嚴訂神甫資格以免發生教案片」光緒三年四月初八日（奉旨）

80 『公法駁正』（『泰西各國采風記』卷五「公法」光緒二十二年刊、袖海山房）天下共信謂之公、至当不易謂之法。今称公法而僅行於崇耶蘇之邦、...、陋矣。なお、『公法駁正』の具体的内容については、馬猛猛「從春秋公法到天下秩序的現代重建—以宋育仁『公法駁正』為中心」『天府新論』2023年第1期を参照。

あるだけで万国の公なる法ではないと言うべきである。公法と言っているからには、揃って実践すべきものであってめいめい勝手に実践するものではないのは明らかである。万国公法と言っているからには万国が揃って実践すべきものであって数カ国で勝手に実践するものではないことも、明らかである⁸¹。

と論じている。

また、鈴木智夫が明らかにしているように 1870 年代後半から 1880 年代にかけて、清朝内部で「準拠法の相違による「中外」間の不公平を除去する」ために、清朝中国と欧米の法律・規則を折衷した「中西交渉公律」を制定しようとする議論もなされていた。『公法十一篇』の編纂は、このような議論と何らかの関連があったのかもしれない⁸²。

次に、国家管轄権に関する議論についてであるが、こちらは清朝が欧米諸国と締結した条約の規定に基づいて立論していると見られる。清朝は、『公法十一篇』の刊行された 1880 年までに、英・米・露・仏・独（締結時はプロイセンおよび北ドイツ連邦）・伊・墺・蘭・西・白・丁・典・日・秘の諸国と条約を締結している⁸³。日・露を別枠として除くとしても、諸条約の規定には異同がある。ただし、総合的に見ると、①民事事件・刑事事件を区別、②刑事事件の裁判権は被告の国籍国が裁判管轄権を有し、刑事事件の準拠法も被告の国籍国の法律とされ、③中国人と欧米人の間の民事事件は清朝当局と欧米諸国領事が共同で処理し、④民事事件の準拠法について言及しない、というものが多い⁸⁴。よって、刑事事件あるいは民人の行為に対する裁判管轄権と準拠法についての『公法十一篇』の議論は、清朝・欧米諸国間諸条約の規定と合致する。民事事件あるいは資産に対する準拠法の裁判管轄権と準拠法については、『公法十一篇』は、条約の規定をそのまま踏襲するわけではなく、ひとまず属地主義を原則とし、そのうえで領事の駐在という条件を設け、中国人と外国人の民事訴訟に清朝と外国の法をともに有効とすることで、条約の規定および現実の実践と整合性を取っていると考えられる。

ところで、清朝・欧米諸国（ロシアを除く）間の諸条約に基づいた領事裁判権の行使は片務的なものであり、清朝が欧米諸国で裁判管轄権を行使することはなかった。この事実からすると、民人の行為について双務的な属人主義一元論を前提にした『公法十一篇』の行論は奇異に感じられよう。しかしながら、実のところ、清朝・欧米諸国間諸条約の規定では、多くの場合、領事裁判権の片務性が明確にされていない。中国人と外国人の間で起きた刑事事件もしくは民事事件に関する規定について地域を限定する言葉が見られるのは、米・典諾・

⁸¹ 『万国公法積義』（東京大学東洋文化研究所蔵鈔本、光緒三十年重訂）第一卷第一章第十節積義。此節不足拋。苟欲拋之、是祇可謂崇耶蘇教國之法、非萬國之法、且祇可謂崇耶蘇教國之私法、非萬國之公法也。夫既曰公法、則當公行而非私行、明矣。既曰萬國公法、則當萬國公行而非數國私行、又明矣。なお、日本の堤穀士志の『万国公法積義（もしくは訳義）』（1868年刊）とは全く別の書籍である。

⁸² 鈴木智夫『洋務運動の研究—19世紀後半の中国における工業化と外交の革新についての考察』汲古書院、1992年、513頁。

⁸³ なお、ポルトガルとも条約を締結したものの、批准されなかった。

⁸⁴ 検討した条約は、以下の通りである—五口通商章程（清英・1843年）、望厦条約（清米・1844年）、黄埔条約（清仏・1844年）、広州条約（清典諾・1847年）、天津条約（清米/清英/清仏・1858年）、通商章程善後条約（清独・1861年）、天津条約（清丁/清蘭・1863年）、天津条約（清西・1864年）、北京条約（清白・1865年）、北京条約（清伊・1866年）、北京条約（清墺・1869年）、天津条約（清秘・1874年）。テキストは、海関総署編『中外旧約章大全』第1分巻上冊、中国海関出版社、2004年、82・126-127・167-168・210・212・291・300・331-332・478-479・582・609・631・665-666頁、同下冊、713・799・984-985頁。ただし漢文・欧文とも可能な限り信頼性の高い編纂物や同時代の史料と対照した。

蘭・西・秘との条約だけである。これら以外の条約では、漢文テキストと欧文テキストのいずれにも、規定の適用される国・地域（例えば通商港・租界など）が明記されていない。例えば、黄埔条約（1844年）第27条（1858年締結の清仏天津条約38条でも踏襲）は、中国人とフランス人の間で発生した刑事事件に関して、次のように規定している。

（漢文）フランス人と中国人が相互暴行事件を起こした場合、あるいは相互暴行が起こって、1人2人もしくは数人といった人が、銃器や他の武器で傷害致死に至った場合に、中国人であれば、中国の官によって厳格に逮捕・審理され、中国の法に照らして処罰され、フランス人であれば、領事が方法を講じて逮捕し、速やかに尋問し、フランスの法に照らして処罰することとし、いかなる形で処罰すべきかについては将来フランスが規則を定める⁸⁵。

（仏文）不幸にも、フランス人と中国人の間で何がしかの相互的暴行や紛争が生じた場合、また同様に、そのような紛争の中で、1人または数名の個人が銃撃などにより死傷した場合、中国人は中国当局によって逮捕され、中国当局は責任を持って彼らを審理し、必要な場合には中国の法に従って処罰する。フランス人については、領事の請求により逮捕され、領事は、被告人がフランス諸法の通常の執行に送るために、今後フランス政府が決定する形式と規定に従って、あらゆる必要な措置を講じる⁸⁶。

フランス人犯罪人の逮捕が「領事 (consul)」の職務とされていることから、この条文が中国のみを対象にしていると解釈することも可能かもしれない。しかし、この条文を相手国在住の自国民に対する執行および裁判の管轄権を相互に承認したと解釈することも、十分に可能であろう。

加えて、地域を限定する語を有する清朝と米・典諾・蘭・西・秘の諸条約についても、実際には曖昧さが残っている。清米望厦門条約（第21条）は英語テキストにアメリカ人の中国人に対する犯罪と訴訟について「中国で (in China)」の語があり、清典諾広州条約（21条）は英語とスウェーデン語テキストにスウェーデン人およびノルウェー人の中国人に対する犯罪と訴訟について「中国で (in China/i China)」の語があり、清西天津条約（第13条）はスペイン語テキストに、スペイン人の犯罪について「中国で (en China)」の語があるが、いずれも漢文テキストには対応する語がない。逆に、清蘭天津条約（第6条）では、漢文テキストにおいてオランダ人の犯罪に対してのみ「中国で (在中国)」の語が付されているが、オランダ語テキストには地域を限定する記述はない。いずれの条約も、中国人の犯罪に関する説明が先行する。よって、中国人の犯罪の扱いについては、地域が限定されていないとの

⁸⁵ 中国第一歴史檔案館編『鴉片戦争檔案史料』（天津古籍出版社、1992年）第7巻、113番附件、「仏蘭西貿易章程三十五款」、道光二十四年九月二十一日奏呈。凡有仏蘭西国人与中国人争鬧事件、或遇有争鬧中、或一・二人及多人不等、被火器及別器械毆傷致斃、系中国人、由中国官嚴拿審明、照中国例治罪、系仏蘭西人、由領事官設法拘拿、迅速訊明、照仏蘭西例治罪、其応如何治罪之处、将来仏蘭西議定例款。なお、原文では「仏蘭西」の三字それぞれに口偏がつく。

⁸⁶ Alexandre Jehan Henry de Clercq, *Recueil des traités de la France: 1843-1849*, Paris: Amyot, 1865, Tome 5, p. 240, *Traité d'amitié, de commerce et de navigation conclu, à Wampoa, 24 octobre 1844, entre la France et la Chine*, art. 27. Si, malheureusement, il s'élevait quelque rixe ou quelque querelle entre des Français et des Chinois, comme aussi dans le cas où, durant le cours d'une semblable querelle, un ou plusieurs individus seraient tués ou blessés, soit par des coups de feu, soit autrement, les Chinois seront arrêtés par l'autorité Chinoise, qui se chargera de les faire examiner et punir, s'il y a lieu, conformément aux lois du pays. Quant aux Français, il seront arrêtés à la diligence du consul, et celui-ci prendra toutes les mesures nécessaires pour que les prévenus soient livrés à l'action régulière des lois françaises, dans la forme et suivant les dispositions qui seront ultérieurement déterminées par le Gouvernement français.

解釈も十分に成り立つだろう。1875年、総理衙門はスペイン領キューバにおけるクーリー虐待の問題について英米仏独露5か国の公使にあてた文書の中で、

いまスペインがクーリーをこのように虐待したからには、将来中国は必ずキューバ現地に領事を設置するので、おのずから条約に照らすのが適切である。クーリーの関わる事案が発生し、(清朝領事とスペイン当局者の)合同審理のうえで、(クーリーに)確かに過失があったのならば、当然に中国の官員がみずから懲罰を行うべきである⁸⁷。

と主張している。清朝のキューバにおける領事裁判権を「条約に照らし」たものとしていることから、先述のような解釈が清朝内にあったことを窺える。

さらに、1870年代から80年代にかけて、清朝外交当局者はしばしば清朝の領事裁判権も認めるように欧米諸国や日本に要求している。すでに箱田恵子や青山治世の研究が明らかにしているように1870年代以降、清朝は日本と朝鮮では領事裁判権を獲得、さらにフランス領インドシナ、上述のスペイン領キューバについて中国人に対する国家管轄権を有する領事ないし官員の設置を目指した交渉も行った⁸⁸。日本との交渉では、総理衙門章京陳欽が在外自国民に対する管轄権は「各国共通の慣例(各国通例)」であると述べ、直隸総督李鴻章が「万国共通の慣例で定まった理(万国通例一定之理)」であると主張している⁸⁹。

また、清仏戦争さ中の1884年、元駐米公使館員徐承祖(このあと駐日公使に任命される)の対仏和平案には、次のような項目が含まれている。

考察しますに、貴国(フランス)の商人で我が国(中国)に居住する者に、訴訟や犯罪などがあった場合は、いずれも貴国領事による捜査や裁判に帰しています。...ただ我が国の西洋に赴く者もまた少なくありません。我が国の商人が貴国の地域や貴国の附属地などで貿易を居住する者に、訴訟や犯罪などがあった場合は、我が国の領事による捜査や裁判に帰し、我が国の法によって懲罰するのが当然でしょう⁹⁰。

「貴国の附属地(貴国属地)」はフランスの植民地を指すと考えられるから、それと区別さ

⁸⁷ 『期不負齋政書』政書二「擬復五国公使書」今日国既待華工有此情形、日後中国必設領事官於古巴地方、自宜按照条約。遇有華工案件、一經会訊、確有過失、応由中国官自行辦理。英語訳は下記の通り—But now, since the treatment of Chinese laborers by Spain is after this manner, in case China hereafter appoints a consul to Cuba, dealings ought to be according to the treaties, in cases concerning the Chinese. The officials of the two governments should first examine and adjudicate the case, and in case of wrong on the part of the Chinese he should be handed over to be dealt with by the Chinese officials. (*Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, Transmitted to Congress, with the Annual Message of the President, December 6, 1875, Volume I, Washington: Government Printing Office, 1875, No. 168, Reply of the Tsungli Yamen to the representatives of the five powers, April, 1875, inclosure 5 in Avery to Fish, No. 73, 7 July 1875.*)

⁸⁸ 箱田恵子『外交官の誕生—近代中国の対外態勢の変容と在外公館』名古屋大学出版会、2012年、41-70頁。青山治世『近代中国の在外領事とアジア』、名古屋大学出版会、2014年、147頁、184-204頁、267-271頁。

⁸⁹ 『日本外交文書』明治第5巻(巖南堂書店、1994年)、史料番号125、「清国に於ける談判の復命概略書送付の件」(明治五年七月九日)附属書「復命概略」内の「照会訳注」(同治十一年五月二十二日)。『李文忠公全集』訳署函稿六「与日本森使問答節略」光緒二年九月二十三日。なお、日清修好条規締結後も日清戦争まで、日清間では領事裁判権をめぐる交渉が続いた(津田多賀子「日清条約改正の断念と日清戦争」『歴史学研究』652、1993年、李啓彰『日清條約交渉史』稲郷出版社、2020年、五百旗頭真「隣国日本の近代化—日本の条約改正と日清関係」岡本隆司・川島真編『中国近代外交の胎動』東京大学出版会、2009年)。

⁹⁰ 『中法越南交渉檔』(中央研究院近代史研究所、1962年)第3冊、文書番号932、徐承祖の呈文、光緒十年六月十九日。查貴国民在我国通商各口貿易居住者、如有詞訟及違犯等事、均歸貴国領事官拘提審辦。...惟現在我国商民出洋人数亦復不少。倘我国商民有在貴国地方及貴国属地等处貿易居住者、如有詞訟及違犯等事、應歸我国領事官拘提審辦、照我国律例治罪。

れている「貴国の地域（貴国地方）」はフランス本国領土を指すと考えねばならない。実際にフランス側へ提案されることはなかったものの、清朝官界において清朝の欧米諸国本国での領事裁判権の獲得が提案されていた事実は興味深い。なお、日本による領事裁判権の廃止の動きも警戒しており、日清戦争開戦にあたっては、李鴻章や駐日公使汪鳳藻が戦時下においてアメリカ駐日公使・領事による清朝の領事裁判権の代行を模索している。こうした事例から、領事裁判権の確保に対する清朝の意志の強さを窺えよう⁹¹。

逃亡犯罪人引渡は、清朝が特に強い関心を持っていた事項である。日清修好条規第12条で相手国に逃亡犯罪人の引渡が規定されているが、これは清朝側の提案に基づく⁹²。また、清朝は政治犯も国家間では引渡義務があるとの立場を取っていた。例えば、白彦虎の引渡要求の一件が挙げられよう。陝西省・甘肅省における中国ムスリム反乱の指導者である白彦虎は新疆に身を寄せた後にロシアへ亡命したが、清朝当局はロシア側に繰り返し彼の引渡を要求している⁹³。また、1886年のフランスとの条約交渉で直隸総督李鴻章は、逃亡犯罪人引渡条項の議論において、反逆罪にあたる人物の引渡は盛り込めないとするフランス側の主張に対し、「叛逆は、中国の法律に照らせばこの上ない罪である」とし「中国の法律に照らし、どのような罪行を犯したかを問わず」という文言に改めるように求めている⁹⁴。

反乱や体制変革に関与した外国人の管轄権については、1865年のバージェヴィン（Henry Andres Burgevin・漢字名：白齊文）事件における清朝の対応が参考になる。バージェヴィンはアメリカ合衆国の軍人で、常勝軍に参加して太平天国の乱の鎮圧に参加したが、1863年に江蘇巡撫李鴻章によって解任されると太平天国に身を投じた。廈門で清朝当局に捕らえられ、アメリカ当局への身柄引渡が外交問題化した。この際に、総理衙門を主宰する恭親王はイギリス駐清代理公使ウェード（Sir Thomas Francis Wade）への文書で、

バージェヴィンは江蘇省で何度も反逆者の太平天国に加担した人物で、今回も福建省でのことも廈門から太平天国と連絡を取り、至る所でわが中国に敵対し、罪状は重大で、通常犯罪の比ではない⁹⁵。

と主張している。欧米諸国外交官は、バージェヴィンをアメリカ側に引渡すように要求したが、このあと清朝当局はアメリカを含む欧米諸国駐在使節にバージェヴィンは移送中に事故で溺死したと通達している。

以上のように、『公法十一篇』独自の議論の根拠になり得る条約の規定もしくは清朝の国家実行は、確かに存在している。とすれば、『公法十一篇』は、清朝欧米諸国間諸条約およ

⁹¹ 『清光緒朝中日交渉史料』巻一三、史料番号922「出使日本大臣汪鳳藻奏日本通商各口交涉事繁擬派使署譯訳兼辦片」光緒二十年正月二十六日。『清季中日韓關係史料』第5冊（中央研究院近代史研究所、1972年）、史料番号1446、駐日公使黎庶昌より総理衙門宛、光緒十五年八月初九日受領。同第6冊、史料番号2079、駐日公使汪鳳藻より総理衙門宛、光緒二十年七月初十日受領。

⁹² 柳原前光が総理衙門に提出した日本案には、逃亡犯罪人引渡に関する条項がなく、応宝時・涂宗瀛が作成した「所擬備稿」第10条で提案されている（王璽『李鴻章与中日訂約（1871）』中央研究院、1971年、49-97頁）。

⁹³ 『清季外交史料』巻十三「總署奏与俄国交渉引渡逆回白彦虎情形摺」光緒四年二月二十二日。

⁹⁴ 中国史学会『中法戦争』上海人民出版社、2000年、第7冊、『中法越南交渉資料』下上「総理各国事務衙門転到李鴻章函」附件一、李鴻章とフランス全権代表らの会談記録、光緒十二年正月三十日。叛逆按中律為絶大罪名、可改為「按中国律例、無論犯何罪名」等語、更為簡括、罪名輕重不同、情節虛實則一。

⁹⁵ 『籌辦夷務始末（同治朝）』（中華書局、2008年）卷三七、1308番、「奕訢給英署使威妥瑪照会」（「奕訢等溺斃白齊文等与該国公使往来照会情形摺」同治四年十月初二日の附件）。

び清朝の国家実行に基づく規範が『万国公法』の記述と食い違う場合、前者を「(万国) 公法」と承認し、後者は「(万国) 公法」から排除する方針のもとで編輯されたと言える。

当時の清朝外交当局も、しばしば欧米の国際法にはない規定を「(万国) 公法」と呼ぶことがあった。清露間では、ネルチンスク条約 (1689 年) やキャフタ条約 (1727 年) などで、ロシア領内で犯罪を働いた中国人は清朝官員に引渡すと規定していた⁹⁶。清露北京条約 (1860 年) では、漢文テキストで「中国人犯罪者 (中国人犯)」に対して「中国の刑法に照らして処罰することを許す (聽中国按律治罪)」とされているものの、ロシア語テキストには対応する文言が盛り込まれなかった⁹⁷。それでもロシアは、刑法第 192 条で、なお中国人に対して配慮を示していた。これについて、同時代の代表的なロシア人国際法学者マルテンス (Фёдор Фёдорович Мартенс) は、概説書の中で批判的に論及している。

ロシア領内で罪を犯した中国人は (裁判のために) 彼らの政府に引き渡される、というのである。文字通りにこの文言の意味を取るのならば、ロシア領内に居てそこで罪を犯した中国人はロシアの裁判所の管轄下にはない、と思われるかもしれない。かような (刑法第 192 条) 規定は、明らかに、ロシアが中国と締結した条約の誤った解釈によってもたらされたものだ。かような規定は、すべての文明国が承認する刑法の属地的性質の観点からだけでなく、露中関係の歴史の観点からも、到底容認できないものだ⁹⁸。

1882 年、ロシア政府はロシア領内で犯罪に関与した中国人をロシアの法に基づいて裁く目的で法改正に動いた。これに反発し、幫辦吉林軍務吳大澂は清朝駐露公使曾紀沢に文書を送ってロシア外交当局との交渉を促した⁹⁹。この文書の一部は、曾紀沢が総理衙門に送った書簡に引用されており、それによると、吳大澂は「もし (中国人に対して) ともにロシアの刑法を適用して中国の刑法を適用しないならば、これはあたかもロシアに居住する中国人をロシアの民と見做すようなもの」だと書いている¹⁰⁰。これは、その国の「国籍に入っていないならば他国の民人ではないことから、他国の国主は勝手に処置してはならない」とする『公法十一篇』と相通じる議論である¹⁰¹。なお、これよりも前に、吳大澂は、ロシア領内の

⁹⁶ 清露間の属人主義的な逃亡犯罪人引渡や「領事裁判権」については、ロシアの国際法学者マルテンスの概説書 (F. de Martens, Traduit par Alfred Léo, *Traité de droit international*, Librairie Marescq Aîné - Chevalier-Marescq et Cie., t. III, 1887, ch. III, III, § 24.) のほか、野見山温『露清外交の研究』酒井書店、1977 年、12-13 頁、および柳澤明「1792 (乾隆 57) 年の「キャフタ市約」と領事裁判権」『モンゴルと東北アジア研究』4、2019 年、を参照。

⁹⁷ 柳沢明「露清外交におけるコミュニケーション=ギャップの実相—18 世紀初頭と 19 世紀中葉の二つの事例を通じて」(李曉東・李正吉編『論集北東アジアにおける近代的空間—その形成と影響』明石書店、2022 年、270-275 頁。

⁹⁸ F. de Martens, *op. cit.*, t. II, 1886, ch. II, V, §88. Il y est dit que les Chinois ayant commis un crime en deçà de la frontière russe seront livrés à leur gouvernement (pour être jugés). D'après le sens littéral de cette remarque, on pourrait croire que les Chinois, présents sur le territoire russe, et qui s'y rendent coupables d'un crime, ne sont pas justiciables des tribunaux russes. Il est évident qu'une pareille disposition ne peut être le résultat que d'une interprétation inexacte des traités conclus par la Russie avec la Chine. Elle est insoutenable, non seulement au point de vue du caractère territorial des lois criminelles, reconnu par tous les États civilisés, mais encore, en grande partie, au point de vue de l'histoire des relations existant entre la Russie et la Chine.

⁹⁹ 中央研究院近史所檔案館・総理各国事務衙門檔案 01-17-028-02-011、「咨海參崴華商不応用俄律処治希与外部辯論由、光緒九年二月初九日。

¹⁰⁰ 『曾惠敏公遺集』文集卷五「巴黎致總署總辦」光緒八年十一月二十七日。吳京卿文称「即其俱用俄国律、不用中国律、是儼然以中国人在俄界者、即為俄国之民、…」等語。

¹⁰¹ 18-19 世紀に、ベトナムにおける華人関連事件でも、清朝による律例の属人主義的な適用が数多く見られる。18 世紀にベトナムへ越境して騒動を起こした中国人が送還された際、乾隆帝は上諭で、越境して騒

ウラジオストクなどで清朝の「公所」を設けて現地の中国人の「商務」と「訴訟」を管理させるように求める上奏を行っている。さらにその前には、吉林省当局者（琿春副都統）がウラジオストク在住華人を「董事」に任命して訴訟を行うように命じ、華人犯罪者は吉林省へ送還するように命じたことからロシア東シベリア総督から抗議も受けていた。ゆえに、当時、清朝がロシアに対して権利の保持だけでなく拡大も模索していたとわかる¹⁰²。

さらに、1883年にも、清朝当局はロシア領内で犯罪を行った中国人について清朝の刑法に依拠して裁判を行い処罰すると主張し、当該中国人の送還を求めている。この際に、交渉にあっていた琿春招墾委員李金墉は吉林將軍にあてた稟文の中で、次のように述べている。

試みにお伺いいたしますが、ロシア人で我が中国に来訪した者がこのような犯罪を行い、我が国の官員が今回のように処理したのならロシアは問題がないと思うでしょうか。自分のこととして他人のことを推し測るならば、(万国)公法を掻い潜るのは困難でしょう¹⁰³。

動を起こした「内地の人」は「内地の法」で規律すべきであると言い渡している（中国第一歴史檔案館編『乾隆朝上諭檔』檔案出版社、1991年、第7冊、2646番、乾隆四十年八月初八日）。また、清仏戦争後の条約締結交渉で、李鴻章は「ベトナム王は元来恭順であるから、もし広東人が被害を受けた場合には、彼は帰国して（清朝の）地方官に訴え、（その地方官が）ベトナム王に咨文を送って調査を求める、ということになる（越王素来恭順、設有粵人在越南被屈、可帰訴地方官、咨請越南王查辦）」と述べ、これを根拠に清朝の在越領事裁判権を要求している（中国史学会『中法戦争』第7冊、『中法越南交渉資料』下上「総理各国事務衙門転到李鴻章函」附件一、李鴻章とフランス全権代表らの会談記録、光緒十二年正月三十日）。加えて、清朝官員が「外藩奸民」を「本国」に送還して「懲治」する「例」を認識していたことを窺える史料もある（『明清史料』庚編第一本「内有「出交滋事案」残件」年月日欠、乾隆年間）。ビルマについても、1766-69年の清緬戦争後に途絶えていた通商を1795年に再開する際に、雲貴総督富綱は、「内地民人」がビルマ内で騒動を起こした場合、当該人を送還させて「清朝の律に照らして処置する（按律究辦）」としている（同第七本「兵部「為内閣抄出雲南督富奏」移会、乾隆五十五年九月十五日）。雲南省騰越府同知をつとめた彭崧毓の著書（道光二十四年跋）によれば、ビルマにおける華人とビルマ人の訴訟は、華人の「客長」がコンバウン朝の役人と共同で審理を行い、判決に従わない華人犯罪人は中国に送還されて清朝当局による処罰を受けることになっていたという（『緬述』不分卷。漢人与夷人訟、必与客長共聽之。…罰不從、則解送内地治罪、無敢擅刑。）。コンバウン朝の史料では相当異なる説明がなされており、明確な属人主義的司法が行われていたわけではないようであるが、コンバウン朝によって中国人街の有力者が中国人の治安問題を扱う責任者と認められており、また中国人街の「頭領」・「書記」が在ビルマ中国人を管理できないようならば、彼らを召還して中国の慣例に従って罰する旨を雲南省騰越府からコンバウン朝側に伝えた記録も残っているという（石川和雅「1843年の中緬交渉について」『明大アジア史論集』17、2013年）。清朝と朝鮮王朝の間の越境犯罪者の属人主義的な司法の事例も、『同文彙考』に多く採録されている。『公法十一篇』刊行の1880年には、清朝がシャム（タイ）人西洋船員の犯罪についてシャム側での処罰を求め、シャム側が犯罪行為地である中国で裁くように主張してこれを拒否する事態も生じている（小泉順子『歴史叙述とナショナリズム—タイ近代史批判序説』東京大学出版会、2006年、180-181頁）。この一件は、シャムの対清関係修正の動きと絡み、清朝による「進貢要求の口実として持ち出された可能性」が指摘されており、興味深い。なお、近年、前近代東アジアの属人主義的な司法に着目していわゆる不平等条約を捉え直す研究もなされている（Shotaro Hamamoto, “A propos de deux clichés sur l’histoire du droit international en Asie de l’est : une reconsideration de l’ordre mondial chinois et du discours de traités inégaux”, Pierre-Marie Dupuy & Vincent Chetail(éd.), *The Roots of International Law / Les fondements du droit international*, Leiden : Nijhoff, 2014, pp. 743-756.)。

¹⁰² 『清季外交史料』卷二五「幫辦吉林軍務吳大澂奏蘇城溝等處擬設官理事片」光緒七年二月初九日（奉旨）。中央研究院近代史所檔案館・総理各国事務衙門檔案、01-17-028-02-001、「収海參崴董事尤慶奎逐出境外請轉行該處大憲查禁由」光緒五年五月初一日。同 01-17-028-03-005、「咨報海參崴設立領事一案現又咨催俄国外部抄錄照會呈閱由」光緒八年二月二十三日。

¹⁰³ 『琿春摺偶存』「坵去琿後申覆稟」光緒九年三月二十日。試問俄人来我国者、亦犯此情、我国官員如此辦理、該国以為可乎、否乎。推己及人、難逃公法。

李金墉は、ロシア領内における中国人の犯罪を属地主義で処理しようとしていたロシア側の行動について、「(万国) 公法を掻い潜るのは困難だ」としている。この文章には、「考察しますに西洋の章程には、民人が某国に滞在・居住している際には、当該国の刑法に基づいて処置されるという項目があります(査西洋章程、凡有民寄居某国、即歸某国刑章辦理之条)」という、ロシア側から送られた文書の一部を漢訳・引用した文言も含まれている¹⁰⁴。つまり、李金墉は欧米の国際法における属地主義優先の原則を「(万国) 公法」と見做していないのである。

さらに、国家管轄権を「(万国) 公法」の語義・語感と結びつけた議論も見られる。例えば、清朝官員の王之春は、自著の中で次のように述べている。

西洋人の中国に居住する者が中国の管轄に属さないことについては、中国人の海外に居住する者はどうなっているだろうか。外国人の中国に来た者から人頭税を徴収しないことについては、中国人の海外に行った者はどうなっているだろうか。...こちらとあちらを総合して比べてみれば、公はどこにあるのだろうか、法はどこにあるのだろうか。さらに措辞は非常に公であるが法としては公でないこと甚だしいものがあり、例えば清英天津条約第 16 条に「イギリスの民で犯罪を行った者は、いずれもイギリスが懲罰する。中国の人がイギリスの民人を虐待したり被害を与えたりしたならば、いずれも中国の地方官が自ら懲罰を行う。」とあるのがそうだ。措辞は非常に公であるが、中国の法が重く、西洋諸国の法が軽いのをわかっておらず、中国人と西洋人が同じく殺人を犯した場合に、中国の法では必ず犯罪人の命で償わせるが、西洋の法では罰金刑を課すだけである、果たしてどちらに利益があってどちらに損害が出るだろうか¹⁰⁵。

そして、このような議論は、国内向けのものにとどまっていなかった。清仏戦争(1884-1885年)の際に清朝朝廷内でまとめられた和平案でも、ベトナム領内在住の外国人(中国人を含む)に対するフランス当局の管轄権を定めた仏越第 2 次フエ条約第 10 条の撤回を要求し、以下のように主張している¹⁰⁶。

考えるに各国の居留者はこれまで領事によって管轄され、訴訟があった場合も、共同裁判であり、現地国の裁判に帰すことは決してなかった。...わが中華と西洋はいずれもベトナムに居留者がいるのであり、この道理のない行いを甘受して自ら(万国) 公法の定着した規則を動揺させることなどできようか¹⁰⁷。

¹⁰⁴ 現場レベルではロシア当局も自国内の中国人の案件に関する管轄権についてはかなり後まで柔軟な姿勢を保っていたようである。1899年に起きたロシア領内における中国人匪賊による中国人商人の略奪事案について、清朝当局者がロシア側の了解のもと越境捜査し、略奪犯を逮捕して自国に連行し処刑した事例を確認できる(『琿春副都統衙門檔案選編』下、吉林文史出版社、1991年、270-271頁、「琿春副都統為車戸郎鴻年鋪商福德成等在俄界被搶等情咨呈文」光緒二十五年五月六日)。

¹⁰⁵ 『国朝柔遠記』附録『蠡測危言』「慎約議」。至若洋人居中国不歸中国官管理、試問華之居外洋者何如。外国人到中国不取身價、試問中国人之到外洋者何如。...合彼此而較之、公於何有、法於何有。更有詞雖甚公而法甚不公者、如十六款所書「英民有犯事者、皆由英国懲辦。中国人欺凌擾害英民、皆由中国地方官自行懲辦。」詞甚公矣、不知中国之法重、西國之法輕、如中国人与洋人同犯命案、華法必抵、西法僅罰鍰、果孰利而孰害耶。

¹⁰⁶ 『大南寔録』正編第五紀卷四、建福元年五月の条。諸外国人、寓在大南国自夾辺和至夾寧平並北圻地轄、則皆受于大法国官処断。如南人与外国人、並外国人与外国人、有何事相訟者、均由大法国官分処。

¹⁰⁷ 『中法越南交渉資料』(『中法戦争』第五冊)「軍機処酌擬美使楊約翰來義法事辦法三條」光緒十年八月初四日。查各国寓居之人、向皆統以領事、即有詞訟、亦係会訊、斷無統歸其國審断之理。...凡我華洋、皆在彼寓居之人、豈能甘受此無理之舉而自乱公法之定章乎。

この和平案はフランス側との交渉の仲介者のアメリカ駐清公使ヤング（John Russell Young）に手交することを想定しており、そのため文書内には清朝が「理に基づいて争うのは、各国のために（万国）公法を保全しよう」としてのことであるというアピールの文も含まれている。

以上のような清朝の国家実行や政策議論から見て、『公法十一篇』は、同時代の（官員を含む）読書人たちの価値観や教養、常識と合致し、清朝中国の締結した条約やその国家実行と『万国公法』の乖離を埋める「（万国）公法」論を提示しようとした著作、と評価できよう。

おわりに

「はじめに」で述べたように、『国際法原理』および『万国公法』は、(1) キリスト教文明諸国間の国際法としての欧米国際法と他地域の国際法を区別する多種国際法説を採っており、(2) 清朝中国には欧米国際法の属地主義優先の原則が適用されず、条約で定めた領事裁判権の規定が適用されていることを明記している。(1) (2) はいずれも「（万国）公法」の語義・語感と衝突する。本稿は、「（万国）公法」の語義・語感が持った重みを測るため、『公法十一篇』が(1) (2) を踏襲しているか否かの検討を行った。明らかになった点を、以下にまとめる。

まず(1) についてであるが、『公法十一篇』は、「（万国）公法」を「性法」とそれに基づく「義法」から構成されるとし、全ての人間に共通する本性を基礎とした「万国」に共通する「法」と位置づけている。『公法十一篇』は、欧米諸国と非欧米諸国を問わない単一「（万国）公法」論の立場を採っている。このことから、『公法十一篇』は「（万国）公法」の語義・語感に合致しない多種国際法説を退けて、単一「（万国）公法」論を主張していると考えられる。さらに、『公法十一篇』は、欧米諸国における国際法の議論と儒学の教義に共通性を明示することで、世界のあらゆる国に妥当する唯一の法としての「（万国）公法」の存在を証明し、清朝が「（万国）公法」に準拠する理由を説明しようとしていると見られる。

次に(2) については、国家管轄権についての『公法十一篇』独自の議論を要約すると、表1 のようになる。

表1 『公法十一篇』の国家管轄権に関する議論

| | |
|----|--|
| 民事 | (準拠法) 現地国の法 (管轄権) 現地国 (例外) 領事駐在で領事と現地国官員の共同審理と双方の法律の折衷、戦時 |
| 刑事 | (準拠法) 犯罪人の国籍国の法 (管轄権) 犯罪人の国籍国 (例外) 反乱・体制転覆に関わる犯罪は現地国に管轄権、戦時 |

ただし、より正確を期するならば、『公法十一篇』は、刑事事件を民人の行為、民事事件を資産の問題として論述していると見た方がよいだろう。行為地や所在地を問わず、国主・国家が民人の犯罪に対して排他的な管轄権を有し、資産も根源的には国家・国主に帰属していると理解されていると見られる。いずれにせよ、『公法十一篇』の国家管轄権に関する議論は、属人主義を基本とする相互主義の立場から論じられており、欧米における属地主義優先の原則や中国における領事裁判権の片務性を説いていない。この点も、「公なる法」として

の「(万国) 公法」の語義・語感に符合するように修正されていると言える。

以上のことから、朱克敬の『公法十一篇』は、(1) (2) のいずれにおいても、「(万国) 公法」の語義・語感にそぐわない『国際法原理』および『万国公法』の説明を改変している。よって、同書は「公なる法」としての「(万国) 公法」を具体化・理論化・体系化した著作ということになる。このことは、「(万国) 公法」の語義・語感が「(万国) 公法」の具体的内容を規定するだけの重みを有していたことを表している。「(万国) 公法」の語は、清朝中国による国際法継受を正当化するとともに、継受の過程で国際法の説明に内容的な変化を必要としたのである。それはつまり、清末中国読書人にとっての「(万国) 公法」の語は、単なる international law の訳語ではなく、従うべき「公なる法」として文化に根差した重みを持つものだったことを表している。

『公法十一篇』はまた、清朝中国の締結した条約やその国家実行に沿い、同時代の(官員を含む) 読書人たちの価値観や常識、議論にも基本的に合致する内容となっていた。つまり『公法十一篇』は、清朝中国の外にあって形成された一から学習すべきワンセットの「公なる法」ではなく、清朝中国側が中国と西洋の理論と実践を考察したうえで「万国」が従うべきと判断したところの「公なる法」を示した著作だったのである。これは、『公法十一篇』が中国皇帝や中国王朝の主張や行動は常に「公」と合致しているとする立場の延長上にあるということでもある。

ところで、朱克敬が視力を失っていたにも関わらず、『公法十一篇』のような精緻な著作を執筆できたのには驚きを隠せない。実際には健常者のゴーストライターが執筆し、それを朱克敬の名義で刊行したのではないのか、と勘繰りたくもなる。ただ、朱克敬は失明後も詩作を続けており、自作の伝記によれば次のような方法を取っていたという。

朱克敬は少壮にして詩をつくるようになったが、真髓を究めることはなかった。失明してからは、人に『文選』や杜甫の詩を朗読させて、これを聞いて理解し、数年間それを繰り返して熟考を重ね、いくらか悟るものがあり、そこでまた詩を作るようになったが、良いものはどれも姚合の詩に似たものだった¹⁰⁸。

『公法十一篇』の執筆にも、同様の方式が取られた可能性がある。

また、『公法十一篇』には、視力を失っていたがゆえに起こったと見られる「誤り」が存在する。『万国公法』の「世人」が、『公法十一篇』において、中国語では同音異義語の「士人」になっており、『万国公法』の音訳の段階あるいは『公法十一篇』の口述筆記の段階のいずれかで生じた誤りと考えられる¹⁰⁹。よって、朱克敬が介添人による音訳に基づいて『万国公法』の内容を把握し、それを再解釈して口述し、介添え人がこれを筆記する方式で『公法十一篇』で生み出された可能性が高い。健常者のゴーストライターが朱克敬の名義で出版した著作ではなく、基本的には朱克敬自身の口述を文字に起こした著作と判断してよいだろう。

ところで、朱克敬が身を置いていた湖南省は、清末中国の「公法」・国際法の継受と浅か

¹⁰⁸ 『儒林瑣記』『儒林附記』朱克敬伝。克敬少壯為詩、不能深造。既盲、日令人誦『文選』・杜詩、聽而識之、返覆精思数年、頗有所悟、乃更為詩、佳者往往似姚合。

¹⁰⁹ 『万国公法』第一卷・第一章・第九節では「乃世人之公法、各国不可不服、無論何人何国、皆可恃以保護也」「世人之公法」とあるが、『公法十一篇』「明用」では「公法出於士人、其權遵於国主、国無大小、頼此以自衛。」となっている。なお、「世人之公法」は、万民法(jus gentium)を漢訳したものである。

らぬ関係を有しているようである。まず、湖南省の学者魏源が刊行した『海国図志』には、アヘン戦争直前にアメリカ人宣教師パーカー（Peter Parker）と中国人キリスト教徒の袁德輝が、欽差大臣林則徐の要請を受けて作成した、ヴァattel（Emer de Vattel）『国際法（*Le droit des gens*）』からの抄訳「滑達爾各国禁律」および「法律本性正理」が採録されている。『公法通義』の著者である唐才常や『国際公法志』を著した蔡鐸、『春秋公法内伝』を著した劉人熙、後に「中国国際法の父」と称されるようになった周鯤生も湖南省の出身である。唐才常と蔡鐸の関係は、『国際公法志』の趙必達の序文から窺える。戊戌変法の時期には湖南省で「公法学会」が立ち上げられており、清末湖南省の士大夫・読書人のサークルの中で「(万国) 公法」・国際法の研究が継続的に行われていた可能性がある。この点は、今後引き続き検討していきたい。

また、非欧米諸国の強かな国際法の運用に対する欧米諸国の困惑と反応も、今後検討してゆきたい。ホイートンは、『国際法原理』の1836年の初版で国際法がイスラーム諸国によって修正され非常に柔軟な形で適用されていることを率直に認め、次のように述べている。

いくつかの点で、ムスリムには、お互い親密に絶えず交流を行っているキリスト教世界の諸国の間で長年の慣習により確立された諸原則を、非常に緩やかに適用する権利があると考えられている。ゆえに、アルジェリア人が拿捕した船舶の所有権を、当地の慣習に従い、管轄当局から「善意取得者 (*bonae fidei*)」と呼ばれるキリスト教徒の購入者へ売却するのに、海事裁判所による正式な宣言文は必要ないとされている。没収は、この世界のかの地域で確立された慣習に従い管轄当局の公的な実行によって実践されれば十分だとみなされる¹¹⁰。

1880年に初版が刊行されたイギリス国際法学者ホール（William Edward Hall）の著書『国際法（*A treatise on international law*）』は、国際法を近代ヨーロッパ文明の産物とし、ヨーロッパ文明の外に位置する諸国は、法によって支配される諸国の輪に正式に加入しなければならないが、それら未加入の諸国は加入済みのヨーロッパ文明の諸国の黙認を得る必要があると説いている¹¹¹。1890年刊行第3版では、清朝中国の動きも明示して次のように述べる。

こうして中国は、1884年にフランスが台湾を封鎖した後、イギリスが自領内の港におけるフランス艦船への給炭を阻止するものと期待している旨を伝えた。暗黙のうちに、そして一連の行為からなる干渉を受けて、中国のような立場にある国家は、長期的には、実際の国際法の範疇の内に収まるかもしれない。しかし、個別の行為から、もしくはある種の行為の頻繁な反復からでさえも、推測的に全面的な国際法の受容を推定することは不公平で、あり得ない話だ。半文明諸国の国際法の相互遵守を合理的に期待できる

¹¹⁰ Henry Wheaton, *Elements of International Law: With a Sketch of the History of the Science*, London: B. Fellowes, 1836, Vol. 1, pt. I, ch. I, §10. On some points the Mohammedans are considered entitled to a very relaxed application of the principles established by long usage between the states of Christendom holding an intimate and constant intercourse with each other. formal sentence of condemnation by a Court of Admiralty is not held necessary to transfer the property in a vessel captured by the Algerines, and subsequently sold to a Christian purchaser *bonae fidei*. It is deemed sufficient if the confiscation takes place by a public act of the competent authority, according to the established custom of that part of the world.

¹¹¹ 山田哲也「19世紀国際法における「承認」と「文明」—東アジア諸国により「受容」をめぐる覚え書き」、明石欽司・韓相熙編『近代国際秩序形成と法』、54頁)。このホールの学説のように、非欧米諸国の国際社会加入および国際法の適用について、欧米諸国の側が非欧米諸国に対して評定や「承認」の権利を保留する場合、非欧米諸国の国際法に関する独自の主張が評価・受容される余地は極めて小さい。ただし、「文明国基準」があくまで欧米諸国にとっての学説である点を忘れるべきではない。

ようになるよりもはるか以前の、(半文明諸国が国際法に基づいた) 要求を行うに十分な知識を身につけた時分に、ヨーロッパ諸国は、一部は自らの矜持から、また一部は自らの利益から、半文明諸国との交渉において、自らが作り出した規則の遵守を余儀なくされよう。たとえば、中国が自国の将校や兵士に対してヨーロッパの基礎的な戦争法規の遵守を確保しようとする場合にさえ、今後も相当の期間にわたって、そうしたことは望めないだろう¹¹²。

考えて見れば、『万国公法』の漢訳は、反発したフランス外交官がマーティンを「ぶっ殺せ」と暴言を吐いたというように、欧米人にとっても不都合な側面があった¹¹³。日本人を含め非欧米人は、自らの都合に合わせた国際法の利用に対する欧米人が抱いた不公平感・不安・葛藤について、十分に把握・検討してきただろうか。坂野正高氏がつとに指摘しているように、清朝官員はアメリカ国務長官をつとめた法律家のフォスター (John Watson Foster) が「国際法の見地からよく反駁を加えない」と評したほどの精緻な条約条文の文字解釈を駆使したのであるが、欧米人が腹の底でいら立ちを募らせていたことは容易に想像できる¹¹⁴。世界が渾沌としている今の時代だからこそ、我々は国際法の伝播の過程をそれぞれの地域の歴史的文脈から捉え直してゆくべきであろう¹¹⁵。

なお本稿に関連して、京都大学大学院文学研究科教授箱田恵子氏、大阪公立大学大学院法学研究科教授中井愛子氏、名城大学法学部准教授薬袋佳祐氏より、懇切なご教示をいただいた。この場を借りて、御礼申し上げたい。ただし、論述に関する文責は、当然ながら全て筆者にある。

¹¹² William Edward Hall, *A treatise on international law*, London : Clarendon Press, 1890, pt.1, ch.1, §6. Thus China, after France had blockaded Formosa in 1884, communicated her expectation that England would prevent French ships from coaling in British ports. Tacitly, and by interference from a series of acts, states in the position of China may in the long run be brought within the realm of law. but it would be unfair and impossible to assume, inferentially, acceptance of law as a whole from isolated acts or even from frequently repeated acts of a certain kind. European states will be obliged, partly by their sense of honour, partly by their interests, to be guided by their own artificial rules in dealing with semi-civilised states, when the latter have learned enough to make the demand, long before a reciprocal obedience to those rules can be reasonably expected. For example, it cannot be hoped that China, for a considerable time to come, would be able, if she tried, to secure obedience by her officers and soldiers even to the elementary European rules of war.

¹¹³ William Alexander Parsons Martin, *A Cycle of Cathay, or China, South and North : with personal reminiscences*, New York ; Chicago ; Toronto : Fleming H. Revell, 1896, p. 234.

¹¹⁴ 坂野正高『近代中国外交史研究』東京大学出版会、1970年、83-88頁。

¹¹⁵ もちろん、この作業とその成果は、明石欽司が述べるような、「歴史研究における厳密な方法論を無視した安易な手法に基づく自己主張」の「国際法史研究の学問的意義にすら疑念を抱かせるようなもの」にしてはならない(明石欽司「普遍化と地域化のはざまで一はしがきにかえて」明石欽司・韓相熙編『近代国際秩序形成と法』、i-ii頁)。